

古史傳

自第三十三段
至第三十九段

八

			二〇二六	和書門
二二	二五	三	六一	
冊	架	函	號	類

庫	文	閣	內	
一		二〇		和
函		二		
一		二		書
架	冊	號	類	

內閣文庫	
番號	和 20261
冊數	22 (8)
函號	140 183



Kodak Gray Scale

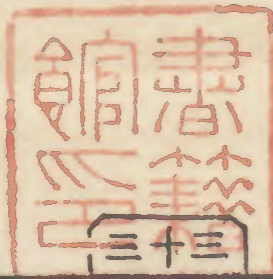
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



故於是各中置天安河而相與
立而守氣布出時天照大御神
詔曰若汝不有異心則其所生



古史傳八出卷

カニヨノカニシキヤキトイフキ
神代上八出卷

平篤胤謹撰

浅草文庫

男 鐵胤

孫 延胤

續攷

カレコ、ニ オノモク ナカニオキ アメノヤスノカハラテ アヒムキ
故於是各中置天安河而相對

タレテ ウケ フ トキニ アマテラスガホ カミ
立而宇氣布出時天照大御神

ノリタハク モシイマシズ アラケレキコ、ロハ ソノウミマサ
詔曰若汝不有異心則其所生

出子。必當男子焉。言訖而天照

大御神。先乞度速須佐出男命

出御佩出十拳劔而打折三段

而於天出真名井亦云天淳名

出真振滌而佐賀美爾迦美而

於吹棄氣噴出狹霧成坐神出

名多紀理毘賣命次狹依毘賣

命次多岐都比賣命凡三柱女

神生坐矣

各は師云宇氣布之時へ係て心得ばし。毎グひふせ云む
が如し。源氏物語若菜上よ。おのくはまよあく契。○天

安河は。天都日の御国ヲ在る川ヲ依ル去リ也。上第十段ノ注シ也。
師云。近江国ヲも安河ヤスガハと云フ也。天武紀ヲ見ル。其ヲ天上
彼ヲ郡名トシテ此時ニ成坐ル神名ノ日子根ヒコネ也。彼国ノ地
出テ別ニあるク。今云。近江国ヲ日子根マと安河オと云フ也。○中置ナカマ也。
名ノ有リ也。云地ノ有ル由ニ下ニ注ヲ見ベシ。
中間ナカマ子ノ隔ヘちるル也。万葉十一ノ紅ノ瀬引ク道ちテ此川
を中ニ置テ誓ヲ給フ也。須佐之男ノ命ノ御心ニ比シ眞偽マコトイハシの
知らズ給ハぬ故ニ。親ツ比給はズ。御心ヲおキて。川ニ向カテ
遠トホソケ放シ給ヘるヲらむ。又岩屋戸ノ段ノ御言ヲ向テ段ヲおズ。凡テ重
死ハカリ御議ノの時ニ。八百万ノ神ヲ集メ給フ也。いハちモ此河原ニある
を思フ。御誓ノの事ヲ重シみシ給フ也。依テり。まと此川ハ。

大御神ニ大宮地ニ前ニ流ル。川ヲ依ル去リを。其邊ニ出坐テ。
待向ヒまシ。須佐之男ノ命ヲ。国土ヲとメ參上シ給フ也。凡テ重
死ハカリ御議ノの時ニ。八百万ノ神ヲ集メ給フ也。いハちモ此河原ニある
を思フ。御誓ノの事ヲ重シみシ給フ也。依テり。まと此川ハ。
此のちラふ。かく川を隔て對立ル也。凡テ重
死ハカリ御議ノの時ニ。八百万ノ神ヲ集メ給フ也。いハちモ此河原ニある
を思フ。御誓ノの事ヲ重シみシ給フ也。依テり。まと此川ハ。
れモ此川ニ。火神ノの血ヲ激シ上シて化れル。五百箇ノ磐ノ群
の在ル所ヲおキば。由リある事と思ハる。を猶深く考べキ也。
此ノ師ノ神代ノ天上ノ故事ヲ云フ。皆此河ノ名ヲ云フ。他
流ノいク筋モ有テ。大ナル河ヲ云フ。○宇氣布ウケフ之時ニ。宇氣布
は。宇氣比ウケヒの活用ハタラク語ヲ也。○乞度コヒタハ。師云。乞取コヒと云フ也。如
し。即チ書紀ニ。索取ソクと云フ也。今モ人ノ與ルを比み云ふ也。
古ハ此方ヘ取ヲも云ふ也。○三段サン也。上第十段ノ斬ツ迦具土ニ。

神而爲二段とある處に注す。けて三段に斬給ふる故に、
三柱神生坐るお依べし。此も彼段の例あり。○天之眞名井。天淳名
井。去來之眞名井。師説す。天眞名井と云名義を。天淳名井
ともあるを合せて思ふ。眞淳名井の約とる名ふて。奴
を切りて眞を美稱。眞水を云ふと云ふ説。淳ハ凡て水の
那とある。湛とる所を云。沼も名を借字ふて之を云。之を那と云。然
まむ此を井を美て云ふ稱よて。一の井れ名ふを非也。故
書紀よは掘天眞名井三處とも有ぞうし。はと此井ハ安
河瀬中ふて井と云はき所を指て云ふふて。別尋常
ふ云ふ井ありしふを非也。書紀よ此井を云ふ傳ふを河
を云ふ河を云る傳よハ此井

を云ざるも。始ふ中置天安河と云おきて。今此ふ如此言
此故よや。を。別ふ非ること明らし。凡て古を泉ふまれ川ふまれ。用
る水ふ汲處を井と云ふ。とあり。けて此師説を。天之眞名
井の本義を依を猶一の井を指て云ふととも有也。其考
ハ下。第四百十三段天。注べし。○佐賀美爾迦美而此を
書紀よ。齧然咀嚼と書て。注ふ。此云佐我彌爾加武とあり。
師云。玉篇ふ。齧。堅聲と注せ也。かまむ。感齧を約て。佐
賀美とは云ふ。志加を切む。佐。堅物を齧也。口の蹙
む謂ふ。○吹棄氣噴之狹霧ハ。布伎宇都流伊夫伎乃佐
岐理と訓はし。即書紀よ然。棄を宇都流と言ふ例は。八千

示神の御歌不見也。氣噴ハ氣吹と書るも同じく。息吹
 あり。伊とのみ云。狹霧のおとを。上第十段。注。けて息を
 霧と云る例を。万葉五ふ。大野山霧立と云る我が那げく。
 於伎蘇の風も霧立おとる。於伎を十五ふ。君がゆく海邊
 此宿も霧立ばあぐ立れなく息と知はせ。まも猪鹿亦
 霧小似とりと云ること。景行天皇。卷。雄略天皇。○多紀理
 卷。猪鹿多有云く。呼吸氣息似朝霧あり。○多紀理
 毘賣命。御名。義。下の多岐都比賣命の處に注。○狹依毘
 賣命。御名。義。狹ハ例此眞不通ふ佐。依を余呂斯の約。云
 る言ふて眞宜しの意此稱名あり。○多岐都比賣命師云。
 多岐都也。多紀理毘賣命の多紀理と同く。河の早瀬の状

を云言あれバ。二柱ともふ。安河ふ依れる御名ふや。けて
 多紀理と。多岐都也。全意も言も同きを。二柱の御名と
 せむこせ。いかぐと云疑も有ぬべけまど。次此五男神の
 御名此例も皆然あまむ。疑ふはうらひ。まも多岐理の伎
 濁る例あまむ。岐字を書きまき。清音の紀字を書きまも
 田心毘賣ともあるれどを合せて思ふ。別意ありげも
 も聞ゆれど。猶上も云る意あるべし。さて此三神の御名
 を心の動靜を以て説るれども更も由あり。田心と書る
 文字と也。思寄れる
 ふや。何あ
 をりし。

於、是、速、須、佐、出、男、命、乞、度、天、照

大御神所纏左御美豆良八尺
カホ三カ三ノマカセルヒタリノ三三
 勾璉出五百津出御統出珠而
マガタマノイホツツノ三スマルノタマヲテ
 瓊響瑤瑤然於天出眞名井振
ヌナトモモユラニニカメノマナナフリ
 滌而佐賀美爾迦美而於吹棄
スギテサガ三ニカ三テエフキウツル
 氣噴出挾霧男御子生坐矣於
イブキノサギリヒコ三コアレマシキコハ

是速須佐出男命興言而曰正
ニハヤスサノヲノミコトコトアゲシテノリタヒマサ
 哉吾勝矣因其御子出御名謂
カアカツトキカレソノ三コノ三ナヲマラス
 正哉吾勝勝速日天出忍穗耳
マサカアカツカチハヤビアメノオシホ三ノ
 命次乞度所纏右御美豆良御
ミコトツギニコヒワタシマカセルミギリノ三三ツラニ三
 統出珠而佐賀美爾迦美而於
スマルノタマヲテサガ三ニカ三テニ

吹棄氣噴出狹霧成坐神出名。フキウツルイブキノサギリナリマセルカ三ノ三十八

天出總日命次乞度所纏御鬘。アマノホヒノミコトツギニコヒワタシマカセルミカヅラニ

御統出珠而佐賀美爾迦美而。ミスマルノタマヲテサガミニカミテ

於吹棄氣吹出狹霧成坐神出。ニフキウツルイブキノサギリナリマセルカ三ノ

名天津日子根命次乞度所纏。三十八アマツヒコネノミコトツギニコヒワタシマカセル

左御手御統出珠而佐賀美爾。ヒダリノミテニミスマルノタマヲテサガミニ

迦美而於吹棄氣噴出狹霧成。カミテニフキウツルイブキノサギリナリ

坐神出名活津日子根命次乞。マセルカ三ノ三十八イクトツヒコネノミコトツギニコヒ

度所纏右御手御統出珠而佐。ワタシマカセルミギリノミテニミスマルノタマヲテサ

賀美爾迦美而於吹棄氣噴出。ガミニカミテニフキウツルイブキノ

サギリナリマセルカ三ノ三十八クマヌクヌビノ
狹霧成坐神出名熊野久須毘

命ミコト亦マタ云マラス熊野クマノ忍オシ偶スミノ命ミコト亦マタ云マラス熊野クマノ忍オシ踏ホミ命ミコト
大オホ偶スミノ命ミコト亦マタ云マラス熊野クマノ忍オシ踏ホミ命ミコト

凡五柱男神生坐矣。

瓊響瑤ユキ然シテ奴那登母ヌナトモ由良爾ユラニと訓べし。即即紀紀然然訓訓注注
々々也也仮仮字字 奴那登ハ奴乃於登の乃於約乃也也乃と亦亦まる
書書あり 那と轉轉れる亦亦也也瑤瑤然然此此意意也也上上 第二第二十十九九段段 亦亦云云也也但但し
彼彼ををわわざざせせ也也飛飛くくし給給ふふ亦亦也也此此を振振滌滌としてして也也ら

りし給ふ也。○興言コトアゲ古事記古事記よよ也也師云師云万葉六六千千萬萬乃
軍奈利友言コトアゲ舉セ不ズ為ス取キ而キ可キ來キ男ヲ常ニ曾シ念ス七七八八信信井井上上小
事コト上アゲ不セ為ス友トモ十三十三小小蜻蜻島島倭倭之ノ因因者者神カミ柄カラ跡ト言言舉舉不不為為因因雖雖
然然吾吾者者事事上上為為云云又又葦葦原原水水穗穂因因者者神カミ在在隨ニ事事舉舉不不為為因因
雖雖然然辭コト舉アゲ敘ゾ吾カ為ル十十八八小小可可久久之ノ安安良良波波許許登登安安氣氣世世受受杼杼
母モ登登思思波波佐佐可可延延牟牟亦亦也也見見え書書紀紀亦亦也也興興言言私私記記亦亦也也揚揚
言言亦亦也也書書れ稱稱之之亦亦也也也也ををもも志志り訓訓也也ささて許許登登亦亦也也言言也也又
事事の意意亦亦也也も有有也也阿ア宜宜也也論論亦亦也也の阿阿宜宜亦亦也也事事のさ
るる亦亦也也ばばききちちままをを云云とと舉舉也也言言立立るるをを言言舉舉とと云云也也也也
○正正哉哉吾吾勝勝ハ麻マ佐佐加加阿ア加加都都也也訓訓べし。其其亦亦也也の生生坐坐るる
御御子子此此御御名名をを志志す

る称せ即字の如く正山苑哉吾勝とゆと言ふありけり
かく言ふとしは始ふ大御神の汝不有異心則其所生之
子必當男子と認定給ふる御言此まふ男子の生坐
て其赤き御心此現をれまきバあす。○正哉吾勝勝速日
天之忍穗耳命御名義師説ふ正哉吾勝を須佐之男命の
御言舉ふ依れる御名あす。今云文よ因其御子の勝速日
は加知波夜備と訓べし。古より加都乃波夜比と訓るハ
ぬも下文ふ於勝佐備云くとあると同意す。佐備のこ
委く云を速ハ疾く烈々猛き意日ハ夫流と名活きて其
合せ見と速ハ疾く烈々猛き意日ハ夫流と名活きて其
状云辭ふて速日は即知波夜夫流此波夜夫流と同意

あす。上の饒速日。燖速日。まよ饒速日。あど皆同じ。日字よ
ふ説あどを例此古忍穗耳ハ大耳ふて美稱あす。忍の
言を知然強言あり。大耳ふて。美稱あす。忍の
大あるあどを。上は忍許呂別の所。第八云す。穗も大あ
す。大は意を省たす。富と此み云る例多し。中も書紀ふ。
三穗之碕とある地名を古事記ふ。御大之前と書るあど。
此よとく合す。迹々藝命より御次々三御代の大御名
として此御名も字の如く稻穗とせむもちることあ
れども彼三御代の御名を天降坐て後此水穗固を所知
看せるうすよて称奉れるものある故。稻穗は依るを
此等も此土よを降坐さまハ御趣異あり。うの斎庭之穗
の詔命も迹々藝命は耳は尊稱れす。耳字ハもと神武天
係れるをも思へし。耳は尊稱れす。耳字ハもと神武天
皇の御子とちふ。某耳と申は多く。其外の人名も多し

依。皆同じおせあり。お不言ち。亦名を天之大耳。命と何るを以て思ひ定べし。けて耳
てふ尊稱の意を。美ハ比ふ通ひて。かの産靈おど此靈お
るを。靈くと重祚とるものあり。開化天皇此大御名。大毘
毘命を申は是あり。まゝ應神卷れる。前津見てふ人名を。
前津耳とも有を以て耳と云を。美を二重祚とるふて。見
と云を。其を一畧けるものある事。我知はれしと何也。お不
し説ども何也。記傳よ就て見べし。此ふて此大御名の稱言は義ハ聞えと
るを。猶考るふ。正哉と云を也。勝速日までハ。須佐之男。命
の御誓よ勝ふるひて。荒進アラシメサび給するふ依て。負坐る御名
ある字。やぐて忍穗耳。命の御名よ負坐るお也。其在書紀

一書ふ。勝速日命。兒天。大耳尊。と有を思ふべし。勝速日命
とを。即須佐之男。命よ坐し。大耳尊とを。やぐて忍穗耳。命
のおとある字や。然るを師の勝速日。等兒と訓て。等兒と
ハ非交云く。と云れしハ。ふとして思誤られとるものあり
也。熟事。実を考。こととして辨ふべし。まゝ火之戸幡姫。兒千
千姫。命。萬幡姫。兒玉依姫。命。おどある姫兒をも。比賣基と
訓て。一神ある由よ云れしも達へり。其在下よ辨へてむ
けて天之忍穗と申は言義ハ。師説の如くよして。かく負
坐るおを。は。天之眞名井よ依まゝる御稱あるは。其を伊
勢外宮よ。天忍穗井と云ふ御井有て。亦名を天之眞名井
と云を。此御井の原を。天忍雲根命の。天上ある眞名井の
水字取降らして。天神此御教のまふく。日向。國よ術出

とま子るあるを。後小丹波国與謝郡比沼地小移し。ま
後小伊勢外宮小移せるあれむ。忍穗井と云名を。もと天
上ある眞名井を云名れゆしを。此土小ても言るあ依こ
ぞ明けし。故此御名を。天之眞名井小依れるあらむとむ。
推量らゆ。あむ。れ亦此御井のおと小就てハいと妙あ
事のみ多うるを。其を第四百四十三段
注べし。○是れゆ下。何れも八尺勾瓊之云く。瓊響瑤く然云
云。おど云語あ死む。上小讓て文を畧るるれむ。○天之穗
日命。師云。此も本右の穗耳と同言ふて。穗を大あむ。日ハ
美と通ひて。それ美を右小云る耳の畧あゆ。けてまう穗
日も。穗耳と同くは。吾勝命と。御兄弟御名の同きハ如何

と云ふ。上の三女神の中は。多紀理と多岐都も。同意言あ
る如く。まよ次は熊野久須毘命を。忍踏命とも申はむ。忍
穗耳を正しく。同言ある例あり。かれむ御兄弟とちの
御名も。まよ少くけち免を以て。分奉しものぞと何れ。
けて出雲風土記。天乃夫比命と何
るを。此命よて。夫ハ穗の訛まるあり。神名式小。山城国宇
治郡。天穗日命神社。清和天皇紀。貞觀四年。六月山城国正
六位上。天穗日命神預官社。同十八日乙卯。授山城国天穗
日命神。從五位下。と見え多む。因幡国高草郡。天穗日命神
社。清和天皇紀。貞觀九年五月。以因幡国正三位天穗日命
神。列於官社と見ゆ。出雲国能義郡。天穗日命神社。仁壽元

と云ふ。此鍊火を握れる時、公儀をり角田主馬、小川吉左衛門、兩人御檢使して、時の老中よ正も、各々出役ありしと。此社の事を記せる。綿向。○天津日子根命、名義去と。神社名跡記と云ふ見えと。○天津日子根命、名義去と。ふ依はと。根を尊稱。上の處。○天津日子根命、名義去と。桑名郡。多度神社は。此神ありと。延暦元年十月。敘從五位下。天長十年奉授多度大神正五位下。承和六年十二月。奉授多度大神正五位上。同十一年六月。奉授多度神從四位下。嘉祥三年九月。詔以伊勢、固多度大神、列於官社。貞觀元年正月。伊勢、固從三位多度神正三位。同二月十七日。正三位多度神從二位。同月十九日。遣右中弁大枝朝臣音人向伊勢、固多度神社奉授位記賤寶云々。同五年六月。正二

位。おと固史ふ見也。今多度村と云ふ在て。多度山を桑名。多度川の滝をかくこみ昔より宮おく。巴乃む多藝野の上。さて。続紀七。小當藝郡多度山。美泉とあり。され。古。美濃、固。子。属。ゆ。ま。と。山。を。美。濃。伊。勢。ふ。こ。と。ゆ。て。神。社。は。伊。勢。ふ。属。る。と。や。と。帳。考。ふ。云。り。お。不。此。御。社。の。事。ハ。下。天。麻。比。止。都。祢。命。の。處。よ。云。を。合。せ。考。べ。し。○活津日子根命。師云。凡て上代。神。ま。と。人。名。ふ。も。は。と。然。ら。て。も。活。と。云。言。多。く。見。也。地。名。ふ。生。固。あ。り。津。固。神。賀。詞。ふ。今。日。能。生。日。能。足。日。と。い。ひ。神。祇官坐八神中。ふも。生産靈。足産靈と並び。座摩御巫祭神。中。も。生。井。神。福。井。神。と。も。並。ば。是。を。以。て。思。ふ。よ。活。楪。神。を。ゆ。起。て。生。活。の。字。此。意。ふ。て。も。賀。言。あ。る。を。以。て。美。稱。あ。る。べ。し。近江、固蒲生郡、彦根神社と。○熊野久須

毘命熊野忍隅命熊野大隅命熊野忍踏命師説ふ熊野を
地名あり出雲因意宇郡の熊野あるはし。今云此熊野の
事七第七十九
段段よ委く久須毘を久志須毘此約とるあり。志須を切れ
注べし。須あり
そ此久志を奇靈あり。今云上よ怪久志備坐
とある久志これあり須毘をほと
大隅命とも忍隅命をも云は隅と同じ。此不須美の例は
見命伊邪河宮段よ比古由牟須美命おども
崇神卷よ飯肩巢
ありて某産巢日神といふ巢日と通ひて
美を耳此畧
外るおと忍穗耳命の所ふ云るが如し。けて忍踏命とも
申はを忍穗耳命と申は御名と同意よて。あま美の一
畧うにふる外に。神名式よ出雲因意宇郡志保美神社あ
るハ此忍の意此畧うにふる神号ある
へし。○今云出雲風土記抄よ斯保弥社
在母里郷井尻市上篁中小社也と云りや何にけて此神

の御名ふ出雲ある熊野をふ地名を負坐し。活津日子根
命此近江因外る日子根て多地名残負坐るふ就て思ふ
ふ。此二柱神共ふ天降坐けむとたぶし死事實もあく。ほ
と御裔も無くて天上よ生坐て。永ふ天上ふ神留坐る神
あちと聞えよ依ふ。御名ふ此土ある地名を負ませ依事
を。姑疑ひ無きよと能む。活津日子根の天津日子根と
同じき忍踏此忍穗耳と同じき
も。いせい
と誦し。故考るよ。此時五柱男御子を生坐りとふ傳を
誤ふて。實は三柱生坐し。活津日子根命は。即天津日子根
命よ坐まし。此近江因よ由ある神あること
下ある菅田首の処よ云るが如し熊野久須
毘命ハ。即天之穗日命ふ有さ依り。其在忍踏の富美や
あて穗日命此穗日

と同言ある如し。此神の出雲、因造り祖みて、彼因ふ由ある
事をも思ふべし。見えぬるが如くは、其御子天夷鳥命を
武三熊命、武三熊、大人おども申は三熊を、やがて熊野お
とれる名ある、茂も深く考はせし。然れども、此時生坐る男
書よもあつありて、今改むべくも非祓を、文を本の傍に
記して、考のみ記したくを、後人おそく考へて定へし。
各小生坐る御子此三柱お、坐まはむとせを、深き所由
あはせき事とぞ思はし。互に誓ひて生給へる御子此、
あるべし。考ふべし。○或人問、此誓ハ、須佐之男命
の御心此明き茂、顯さむ爲あるふ。大御神も、諸共小宇氣
比給ふも如何答前ふ云、如く。宇氣比を、己が心の眞實

を顯し、はと其思ふ事此當否の徴を見むとほる事おれ
む。實を一人して爲はせきわざれる茂、須佐之男命此、各誓
てと申し給するも、我心、大御神の思召は如くおはあら
ぬを、其ハ御自も誓ひて、當否此徴を見給へや。此御言あ
るは、大御神を、須佐之男命此、然を白し給するも、おれ
深く疑ハ、おれ思看しうば、其御疑の御心此、當否を、試給
はむと志て、其白し給ふは、おれ。互に宇氣比給へるお
ら年かし。故に須佐之男命も、決めて生得給ふは、おれ。思
召は男御子を、おれ。汝不有異心、則其所生之子必當男
子。と詔ひ定給ひ。おの定給へる御言や、實は須佐之男

サノヲノミコトノモトヨリナキコトヲアキコノロキカレノリ
佐出男命出固無惡意矣。故詔

タハクコノニノチアレマセルイツハシラノヒコミコハ
曰。是於後所生出。五柱男子者。

モノザネヨリワガモノニテナリマセリカレオノツカラアガ
物實因我物而所成也。故自吾

ミコナリニサキアレマセルミバレラノヒメミコハ
子也。於先所生出。三柱女子者。

モノザネヨリミミレノモノニテナリマセリカレスナチミミレ
物實因汝物而所成也。故乃汝

ミコナリカクツリワケタヒキ
子也。如此詔別給矣。

方知看固無惡意矣。大御神ハ加ふるくみ。須佐之男命此。

高天原を奪はむとの。惡き御心有て參上^{マキ}給^ホ牙るあら

むと。疑ひ所思^{オボ}を^シ此詔定給^{ウケテ}へるまふる。男御子

を生坐^マし^シうむ。此^コ方^{カタ}て須佐之男命の固^{モト}を^シ惡心^{ワキミ}を

坐^マま^シさ^シび^ビ。御暇請^{ミヤマシ}給^ホむ^ム此^コ赤^ニき^キ御心^{ミヤマシ}よ^シて^テ昇^{ノボ}坐^マる

あることを知^シ看^ミせる由^ヨ矣^{ナリ}。此^コ大^{オホ}御^ミ神^{カミ}と申^{マウ}せ^シど^モも^ムと^ト

を^シ得^{トク}知^チ給^ホえ^シび^ビ。宇^ウ氣^キ比^ヒの御^ミ事^{コト}も依^ヨて^テこ^コそ^ソ方^{カタ}て^テ赤^ニき^キ心^{ココロ}を^シ

は^ハ知^チ得^{トク}給^ホへ^シ。然^{シカ}る^ルを^シ況^シて^テ凡^{ソドモ}人^{ヒト}と^トあ^リる^ル。仙^セ人^{ヒト}あ^リど^モ云^ハ物^{モノ}

の自^ミ他^タの心^{ココロ}を^シ察^{サツ}通^{ツウ}ぬ^ルあ^リど^モ云^ハ言^ハの^ノ空^{カラ}言^ハあ^リる^ルを^シ知^チべ^シ

世^ヨ此^コ漢^{カン}意^イ仙^セ意^イの徒^タあ^リど^モ此^コを^シも^シ何^ニと^ト論^{ロン}ぬ^ルあ^リど^モ聞^クま^ス

布フ○是於後ハ本ホ是後と有を師説ふ。是と輕カクく讀ミ切べし。是後と連讀ツグべうらび。是とは五男三女を總スベテて指サシ去御言ふれむ。言れしコト依て目易メヤスく於字字入て文字成し。於○所生之阿禮麻世流アヒマセと訓ツケはし。阿禮坐アヒマと云ハク天皇卷ミ見えと。彼カちて此の御言を。汝所生吾所生とウケル處トコロ委マカく注ツケふべし。後先ノチニとあることせむ。有べきとあゆふ。然ハ何らて。後先ノチニとあることせむ。師云。此時生坐る神とちむ。誓チカヒ間マ一連ツグ生坐て。三女五男共トモふ。大御神と。須佐之男命との御子ふて。此大御神の御子。此須佐之男命の御子と云分ワキむ。本あらび。此此コノコト詔ミコトふ。先後を以て詔ミコトふむ。此故コトあむ。あむ此事下コトも次ツギくいふを

見ミべし。○今云。此餘コノ書紀の旨と古事記の旨と違へる由を言れ。説ツケむ。何れど。見れむ。二典ニ此旨とも。異ヒある。あといき故コト。其説を漏スし。ちて後生坐る方を於見む。人あらべ。見て曉サトるべし。先詔ミコトひ。先生坐る方を次ツギに詔ミコトふは。物實モノガタの尊卑タカキヤヘを以てあむ。御自詔ミコトふ御言ミコトある。如カ此。○男子女子を。師云。比古美古比賣美古と訓ツケはし。比古美古ヒコメコを子コて。ふ言重コトあ孝コト元紀ヒコメ生タマ二男一女。まゝ垂仁紀タマ生タマ三男。あれらの男女を然カ訓ツケる。依ヨまり。○物實ハ。師云。毛能邪泥モノガタと訓ツケはし。崇タカ紀ヒコメ。物實モノガタ此コノ望ノゾミ能ノゾミ志シ。書紀ツケふ。物根モノダネと何ナニ也ナニ佐泥サネと多泥タネ。呂ロと何ナニる。別事ワケコトあり。とは。其物も名も通ツグり。後世ノチノヨも人の母を云イハふ。某腹ナニノハラ父を云イハふ。某種ナニノタマと云。木草の種子キクサノタマも同じ。此も其意コノイあり。

谷川氏が五男神を物実日神此物あれど日神ハ父の如く須佐之男命を母の如くと云るハさることなり。○今云此は依てお不思議な三女神を物実須佐之男命此物おまきバ須佐之男命を御父の如く大御神を御母の如き謂はるむ。○我物とは彼御統之珠を詔ふなり。○自吾子有なる。

也。師云この自を下文に自我勝とある自も同じ彼處に説あり。第四十段。○汝物を十拳劔なり。○詔別給とは師云。

五男三女渾て一。大御神と須佐之男命との御子よて本を何れの御子と云別を無きを今始て物實を尋て如此別とるふなり。詔別と云語を應

神卷にもあり。

故其先所生出神。多紀理毘賣

命者。亦云田心。坐胸形出奥津

宮。故亦名謂瀛津島比賣命。次

狹依毘賣命者。亦名市杵坐胸

形出中津宮。故亦名謂中津島

比賣命。次多岐都比賣命者。亦

高津比タカツヒ坐胸形出邊津宮故亦マスムナカタノヘツシヤニカレマタノ

賣命メノミコト名謂邊津島比賣命此三柱神ミナラマラスヘツシマヒメノミコトコノミバシラノカミ

者胸形君等出持伊都久三前ハムナカタノキミラガモチイツクミマヘノ

大神也此大神自天降而居埼オホカミナリコノオホカミヨリアメクダリテマスサキ

門山出時以青甕玉置奥津宮トヤマニトキニモテアラヌノタマヲオキオキツシヤ

出表以八坂紫甕玉置中津宮ノシルシニモテヤサカノムラサキヌノタマヲオキナカツシヤ

出表以八咫鏡置邊津宮出表ノシルシニモテヤタカミヲオキヘツシヤノシルシニ

以此三表成神體出形而納置モテコノミツノシルシヲナシカムザネノミカタトテヲサメオキ

三宮而隱出因云身形郡亦坐ミツノミヤニテイハヒタマヒキカレイフムナカタノコホリトマタマス

豐圀宇佐島矣トヨクニノウサノシマニ

田心毘賣命。田心を多許理と訓げし。即本小然訓め心を
十段八意思兼神。此は多紀理の轉れるふて。異なる處と
の處に注べし。

汎し。○胸形ハ。和名抄ふ。筑前国宗像。加多郡これ形也。名

義ハ下文小見也。○奥津宮。師云。此處也。今奥島と云島小

て。大島の西北四十八里ありとぞ。或三十里やも五十餘

程あり。まゝと宗像社記云。奥津島ハ。今奥之島と云て。大

島をり北。方海中四十八里にして。島の終ぐり一里あり。

人家あり。社を西南み向て立多まふ。山下平地の高き所

あり。今社一人。大島小住て。河野氏みて。一乃甲斐と称

と云。はと遠賀島ともいふと云ゆ。故思ふ。和名抄ふ。宗

像。郡の次。遠賀郡あり。ゆ。是。其。郡。も。宗。像。と。云。郷。も。見。也。されど彼國の地理

を知らず。此をいかに有む。今ハ多驚かしわくあり。

○市杵島比賣命。師説ふ。市杵ハ以於くしあ也。此神の御

名。佐依

と云。市杵と云こと。前後の。と何也。神名式。安藝国佐伯

郡。伊都伎島神社。名神。あ也。此神ありとぞ。貞觀元年正月

正五位下。伊都岐島神。從四位下。同九年十月。授從四位上。

と因史小見也。百練抄。治承三年二月廿四日。以安藝国

伊都岐島社。可加。廿三社之次第。并祭祀。日事等。有其沙汰。

右大臣以下。大外記。賴業。師尚等。預勅問計。申之。以二月十

一月上。申日。可爲祭祀。式日之由。被定仰。先議才卿。ま。三

日。上皇。幸。大相国。亭。安藝。伊都岐。島。小巫。鬮。廻。雪。之。袖。爲。戲。覽。也。と見え。は。と。山。槐。記。よ。同

年三月二十六日。伊都伎島祭也。其詔旨。始。自。今。年。十一

祭。尔。限。以。永。代。天。幣。帛。潔。妙。と。何。也。○此。御。社。在。今。嚴。島。海

尔。調。餼。臣。可。令。發。遣。給。奈。利。と。何。也。中。在。て。因。の。一。宮。在。

るをし。帳考ふ云り。さて島名をいれり。○中津宮師云。まると云。此御名を記出さるあるべし。此處は今大島と云。まると中津島と云。島も云といふ。○高津比賣命。高津を多岐都の轉れる言ふて。異云り。○邊津宮師云。此處は今田島と云。或人云。今田島の海中に在り。三里北の海中に在り。今大島と云。神湊は海濱と云。三里北の海中に在り。鳥の免ぐ。三里人家多くあり。社一人。河野氏。二乃甲斐といふ。○高津比賣命。高津を多岐都の轉れる言ふて。異云り。○邊津宮師云。此處は今田島と云。或人云。今田島の海中に在り。三里北の海中に在り。今大島と云。神湊は海濱と云。三里北の海中に在り。鳥の免ぐ。三里人家多くあり。社一人。河野氏。二乃甲斐といふ。

の東六町あり。今其跡を神の幸屋敷と云。田島を正半里許。天正年中。大宮司長氏の時。神此告む。田島を遷し奉ると云。傳ふ。昔大宮司を田島に居住せり。天正年中。滅亡びて。其後。一人ハ田島の社職あり。其内三家。大宮司の子孫。深田氏。二家。嶺氏。一家。これあり。十三人。此内二人。大島に住。其内一人。中津宮。一人。澳津宮。此社人あり。と云。ちて奥中邊とは。其在所を以て名けし。今云。あま坐。神名書紀と社記の説と。各々違ひ。今古事記。依て。ある。其下。大國主。神此。奥津宮。坐。比賣命。御合坐。有。ま。邊津宮。坐。高。胸形。君。姓氏。録。河内。國。小。宗形。君。大國主。命。六世。孫。吾。田。片。隅。命。之後也。と見ゆ。も。君の加婆禰。あ。し。を。天武天皇紀。三。年。十一。月。の。一。小。胸。方。君。賜。姓。曰。朝。臣。と。あり。故。姓。氏。録。小。宗。形。は。朝。臣。と。も。あり。

て此三神を。此氏人の以祭く所以也。下第百段。大圀主神。
娶_ヒ胸形、奥津宮坐多紀理毘賣命而令生給_ル之子。味鋌高日
子根神云く。ま第百と。娶_ヒ邊津宮坐高津比賣命而令生給_ル
之子。積羽八重言代主神と有_テ。師云。或説よ。此大圀主神
命も娶_ヒ坐と云ことを信_ヅびして。お_ハ其裔女を娶_ルるあり
と云_ハ。さら_ハ由_ルあき私_ノの妄説あり。無形_ノの神ぞあど云
ふ後世_ノの謬説を守_リ。大圀主神を。素_モよ_シ此御社ふ因_ニあ
るを。胸形氏の始祖。天日方奇日方命は。即_チ吾田片隅命の
大圀主神也。和御魂。三輪大物主神の。武茅淳祇命の女。勢
夜陀多良比賣を娠_メして。生_レせ給へる御子あ_リし_ルば。其
因_ニ依_テ。奇日方命也。世孫。大田_ノ根子命。崇神天皇也。

御世_ニ。始_テ大_ニ輪社_ニ仕奉_レれ_ル也。彼卷七年の処。あれ大
神氏の始祖あ_リ。か_レむ_ニ。胸形氏_ヲ。上_レ件_ノの所由_ニ依_テ。
大神氏より別_レりて。此御社_ニ仕奉_マる_ルあ_ルべ_シ。姓_氏録
別_ニ。宗形朝臣同祖。吾田片隅。師云。宗形朝臣。鳥麻呂_トふ
命_ノ之後也。と有_ルを思_フべ_シ。人。宗形郡大領_トふ_テ。宗形神主_トる_ルこと。續紀十。十三_ニ見
え。大領_トる_ルこと。ハ_テ。然_ルる例_ヲあ_リし_ルを。延曆十九年十二
月。勅_シ。彼郡大領_トして。此神主_ヲを兼帶_ルる_ルあ_とを停_シ。然_ラ
れ_ルこと。は_シ此神主_ノの任。六年_ニ限_リて相替_ルる_ルあ_とあ
ぞ。後紀_ニ見_エ多_ク也。今云。あ_ハ此氏_ノのあ_ハ。崇神天皇卷八
見_レべ_シ。○三前大神神名式_ニ。筑前圀宗像郡。和名抄_ニ。宗像
見_レべ_シ。○三前大神神名式_ニ。筑前圀宗像郡。和名抄_ニ。宗像
見_レべ_シ。○三前大神神名式_ニ。筑前圀宗像郡。和名抄_ニ。宗像
見_レべ_シ。○三前大神神名式_ニ。筑前圀宗像郡。和名抄_ニ。宗像

宗像神社三座。並名を何也。此神の御事。應神天皇卷。雄略天皇卷。あどもも出て。神功皇后此韓を降伏給ふ時。此大神相共ミカ力を加予給ひし事何也。まゝ履中天皇卷。坐于筑紫三神と何るも是あり。あふ承和七年四月。授勲八等宗像神。從五位下。嘉祥三年十月。從五位上。仁壽三年二月。加正五位下。天安元年十月。正四位下。勲八等宗像神。授正三位。貞觀元年正月。從二位。同年二月。正二位。あども史子見えと也。あふ此餘。大和国城上郡。宗像神社三座。並大月次。○類聚三代格。宗像神。坐城上郡。登美山と何る此あふ雄略天皇紀九年。遣凡河内直香賜与采女。祠胸方神と何り。此時帝都。此郡長谷朝倉宮ありし。謂胸方神。在當社。まゝ格文。登美山と有。今外山村。

社を今春日と。元慶四年三月。以大和国城上郡宗像神。預於官社。同五年十月。大和国城上郡。從一位勲八等宗像神社。准筑前国本社。置神主。以高階真人。爲之。あども。固史子見也。然れ。此御社。筑前。移祭。られし。此郡。太三輪神の鎮。坐せむ。さも有べき事。あども。尾張。国中嶋郡。宗形神社。當国神名帳。二宗形。書。の集説。と云もの。今。国府宮。の別宮。角玉社。を云。こを。あゆ。と云り。下野。国寒川郡。胸形神社。當国此式社考。今。寒川村。有りと。伯耆。国会見郡。胸形神社。齊衡三年八月。伯耆。国宗形神。從五位上。と。固史子見也。今。胸形村。と云。在り。と。帳考。子。云。備前。国赤坂郡。宗形神社。今。足里村。と云。在。と。當国式社考。子。云。り。さて。同郡。あども。並て。鴨神社。有。り。此。を。言。代。主。神。味。鉏。高。日。子。

根、神子坐せ、統由ゐること。上ふ云、如津高郡宗形神社。
し、まゝ隣郡邑久郡ふ美和神社も有り。今大窪村と云ふ在り、と式社考ふ云、て鴨神社あり、まゝ隣郡上道郡ふ大神神社も有り、
ど式ふ在り。○埼門山。此山の在所同じ、内あるは、
ど詳あらば、之王木正英といふ人此説ふ、三女神始降臨
頂ふ磐石あり、常ふ清水を湛へ、早魅ふ濁る、事あく、雨
雪ふ汚れ、此を石清水と稱ふ、後ふ今の社地、迂祭る
とあり、然まむ、埼門山と云ふ、○青鞋玉ハ、阿袁奴能玉と
今いふ御許山の古名ある、訓べし、奴を玉を云古言ある、上第五段、天ふ云、
が如し、書紀ふ、瓊字字書て瓊、此云努と有り、て鞋字を
さ、舟ふ瓊、由ふれど、古書ふは、此字を用ひと、其
を舊事紀ふ、天鞋槍と書死、天武天皇紀ふ、大鞋娘と見え、

聖武天皇紀ふ、大鞋比賣と有り、師云、鞋字を、さらふ玉子
書、ごとき例、躰字あぞ、由ふれ、まバ、和字味とも
を、並と書るを誤れる、て鞋と、玉の事あらむ、玉
鞋、玉と云む、重てい、かゞ思、べれど、此を八坂
瓊、曲玉あぞ、云例ふて、古言の格あり、神壽詞、青玉能水、
江王乃云くと有り、青玉ふ同じ、○八尺紫鞋玉、八尺を彌
眞明サあるあぞ、上ふ云、て此を紫ふ彌眞明き玉ある
由、八尺鏡のあとを、下第四十五段、ま委く云、はし、て
三宮ふ、此三表を置、さるは、此神とちの置、あるへ、依あり、
上、文ふ居、埼門山時、と有り、依を思ふ、はし、て三宮ふ、と
と表を、れみ、残し、留めて、現身を、何處コふ坐ませると云ふ、

須佐之男命此幸て。ひとまね根之堅洲国カクノクニに往坐せしを思
ハゆゑあり。其由を第八十六段須勢理毘賣命の処に云ふを合せ考ふべし。されバ埜門
山に居ませるをその降坐る唯志はし此間ホトあるべし。○
成神體之形而八字此如くして彼三表を三柱神の御身
此形代と爲て。と云ふ也。○隱之は伊波比給比伎ヒタキと訓べ
し。言義を第三百三十
三段に注べし。○因云身形郡郡名義おれよて聞え
る也。まよ本書に後人改曰宗像とあり。此を民部式に凡
諸国部内郡里等名並用二字必取嘉名と有て其を以
前にも此制ありしと聞えて。出雲風土記に彼国ノの地名
此字を神龜三年に改する由多く見えぬれど此不ども

や改らむ。扱古書に胸形宗形胸方外どくさくふ書を
ど此に身形と書ふは正字イサモシよて。宗像を書ふ。郡名ヨキナに嘉名
を取る。後の御制ミササと知べし。和名抄に筑前国宗像牟奈郡
空あり也。身を牟と云を例多し。即身之形の義あるはて貝
多乃を那を通はせ云るは古言に常あり。はて貝
原氏が當国の續風土記に宗像山を赤馬山なり。宗像瀧
を因府村に在り。おぞも云まむ。はる山名も瀧名も有る
也。まよ和名抄に。此鄰郡遠賀郡に宗像郷あり。此に古宗
像郡と一郡ありし。後に分りたるよは非る。上あり
の処に注せる師
說を合せ考べし。はて郡を許富理ホリと訓こと。はと郡縣を
どのおぞを成務天皇卷五年の処に委く注せし。○宇佐嶋に。

和名抄云。豐前國宇佐郡。とある是也。此地のおと。委く
 神名式云。豐前國宇佐郡。八幡大菩薩宇佐宮。大神。
 三柱女神坐まはとぞ。其八幡本紀云。三所神殿相並。東
 佐宮也。中。為第二殿。是田心姫命。湍津姫命。市杵島命也。号
 道主貴。此三神先八幡宮鎮座。此地仍為地主神。是宇佐大
 宮司家説也。第三殿。大帶姫命也。凡御宮地。山也。則小倉山
 是也。川水廻流。如島。故云。宇佐。大宮司。宇佐公。姓。宇佐都
 彦命之後也。祠官四姓。宇佐。大神。田部。漆島。と見也。信。小此
 説の如く。あるべし。宇佐都古命の事を。神武天皇。卷。よ
 見えたり。侍て此御社。大神氏。此仕奉ること。上文。胸形
 君。下。云。事。由。あ。見。合。べ。臨。時。祭。式。凡。八
 幡。神。宮。司。以。大神。宇。佐。二。氏。補。之。不。得。雜。補。他。氏。按。小。此。處
 と見えたり。大神を為る。あと。二女神。小由。あ。按。小。此。處
 も。此。女神。と。ちの。天。降。坐。して。住。坐。一。所。あ。り。む。所。

由小依て。古く社を在しを。後小八幡大御神と。息長帯比
 賣命を配祭。正給。予る。小ぞ有。は。き。然る。例い。せ。多。う。也。あ
 此宮の事。應神天皇。卷。ま。と。清和天皇。紀。貞觀元年。小。大
 元年。此。処。委。く。注。べ。し。二。月。の。処。小。大
 政大臣。藤原。良。の。東京。一。條。第。小。此。三。神。社。有。て。筑。前。國。宗
 像。神。小。正。二。位。を。授。奉。給。ふ。時。小。共。小。正。二。位。を。授。奉。と。方
 ふ。こと。見。え。と。也。

故其後所生出。五柱男子出中。
 正哉吾勝勝速日天出忍穗耳

命者。ミコトハ亦マタ云マラス天アメノ大オホ耳ミコト命ト亦マタ云マラス天アメノ忍オシ穗ホ根ネ命ミコト亦マタ云マラス天アメノ忍オシ穗ホ根ネ命ミコト。

天照大御神。特鍾愛而常懷御

腋而育賜矣。仍奉稱腋子矣。此

神御合産巢日神出御女。天萬

栲幡千幡比賣命。千比賣命亦

比賣命。亦名萬幡豐秋津師比

賣命。秋津比賣命亦名火出戶

幡比賣命出兒。玉依毘賣命而

先所生出神名。天照罔照日子

火明命。亦云天此神娶天道日

○古史傳八 ○三十八

メノミコトニテ。ウミマセル。ミコ。アマノカグヤメノミコト。亦
女命而。所生出兒。天香山命。云

天香山命。此者尾張國造尾張連。
天香山命。此者尾張國造尾張連。

丹波國造石作連。丹比連。禊多

治比宿禰。蝮壬部首。丹比周敷

連。津守連等出祖也。大率而

天大耳命。御名義ハ。上第三十天之忍穗耳命と申以御名

の處に注せる。師説ふ依て心得べし。○天之忍穗根命。

も書り。師説ふ忍穗を上よ云る如く。大オホシホあり。根も耳と

云ぐ如き尊稱もて。某根と云を殊も多く。上上の惶根神

ある日子根も同じ。けり開化。卷ある神大根王を。書紀に

神骨カミホネと云。此例ふて忍穗根を。忍大根カミホネあると。我知

し。ままと穗耳の大耳あると云。さて神名式に。山城國宇

治郡コハタ許波多神社三座。並並大月大月と云。御社の祭神を。山

城風土記に。宇治郡木幡社社名天忍穗根命とあり。此此を

引る文あり。さて此文二所二所あり。うち末末引る所所に。穗根の間に長字あり。此も由由あり。其其を天忍

穗井此名をまゝ忍石之長井とも云ふ。長子由ありて聞
ゆれどありぬ。如風土記者宗廟之神等宗可異他。如弘長諸祭
與行之時。當社祈年月次祭幣帛神主請取之。由載本官史
生散狀。當時現在。如云云。三座の内一座を風土記
の傳。命天津日子根命。二座を何。此神。若くハ天
穗日命。神を載。これ別神。ある。宇佐宮を八幡と
申し。此御社。多木幡と申。こと。柔田強田と對し。と
て。と聞えて。由。あり。後。人。あ。熟。考。ふ。べ。し。と。て
清和天皇紀。貞觀元年正月。授許波多神從五位上。と見
也。まの御社。今木幡山と。ま。式。小。豐前。國。田。河。郡。忍
云。ま。在。り。と。帳。考。ふ。云。り。骨。神。社。あ。り。此。神。み。坐。り。非。ぬ。り。思。ひ。定。め。ら。し。仁。明。天
和四年の処。清和天皇紀。貞觀七年二月の処。○天忍穗別
命。此。を。舊。事。紀。み。見。え。多。る。亦。名。あ。り。ま。ま。若。く。は。石。門。別
命。の。名。を。忍。石。別。と。

云ふが移りて。忍穗別と云れる。○腋子。本書。此處の注
を。似。と。す。と。誤。れ。る。ぬ。ら。む。今。俗。號。稚。子。謂。和。可。古。是。其。轉。語。也。と。何。也。此。子。依。て。按
ふ。凡。て。和。加。て。ふ。言。を。此。の。故。事。を。り。出。と。る。言。ふ。て。も
を。和。伎。あ。り。し。が。和。久。と。も。和。加。と。も。轉。れ。る。よ。て。彼。某。和
久。基。て。ふ。こ。と。を。是。と。り。起。れ。る。あ。ゆ。り。也。此。史。も。數。見
え。万。葉。も。數。有。也。三。卷。み。お。し。久。米。能。若。子。十。四
也。○天。萬。栲。幡。千。幡。比。賣。命。栲。幡。千。幡。比。賣。命。萬。幡。比。賣。命。
師。云。纂。疏。小。幡。猶。機。也。夫。女。功。之。事。以。織。紵。爲。本。故。取。以。爲
名。也。と。何。也。此。意。あ。り。但。し。機。具。を。指。て。云。う。は。非。也。織。之
る。物。の。類。を。云。ふ。ゆ。仲。哀。卷。小。千。繪。高。繪。万。葉。小。倭。文。幡。之
帶。和。名。抄。小。綺。加。无。波。太。奈。と。云。是。ら

皆織れる物を指て。万葉十ふ。古も織てし八多を此ゆふ
波多と云例あり。是も織とる物を指て八多と云也。然れ
ど栲幡も。栲布を云るま。倭文布を倭文幡と云ふ準へ
て知れし。萬を縣居大人説ふ。宜てふ言を。物の足り備ま
依を云。與呂豆。與呂比。おども此と別まると言ふ也。と
ある。此ふ依て思ふ。此も數の万此意ふを非て。不足と
とれく。美麗く織やく。此子とる布帛てふ意。萬幡とも
萬栲幡とも云あり。千幡といひ。千は比賣と云ふ照して。
の意。千は斯くの約也とる。凡て同音の重ある言
事あり。千くとあると同じ。其由を和名抄。釋名云。穀其

形緘く。視之如粟也。唐韻云。緘。繒文貌也。此間云之。良岐
とある。緘ハ他の字書ハ縮也とある。然れむ之。良岐
縮と依貌みて。今世此縮布縮緬あどの如くある。残云あ
也。さるを上代も布帛ハ緘きとるを。美好物も志ける
故の御名ある。○萬幡。豐秋津師。比賣命。萬幡。豐秋津
比賣命。師云。秋津師也。万葉三ふ。秋津羽之袖。十三ふ。蜻蛉
中あどある如く。蜻蛉の羽乃如く。薄く細精き帛布を云
也。仁徳卷。皇后御歌。夏虫ハ火虫の衣。とあるも同意
あり。古漢籍も。衣のうるを。師を師。此約也とる。小
て。知く。牟を志く。牟とも通ハし云む。上ある千くと。此乃

師と同くて共ト緘ヒきあるを云レ也ト。大鏡ミ子ハ髪チぐル秋津比賣ノとも申レ也ト。此師ヲを入メびテも稱セる也ト。○火之戸幡比賣命。火ハ借字トふテ梭也。故ニ富ト訓む也ト。和名抄織機具也ト。通俗文ニ云フ受緯曰等也。和名比亦謂之梭也。今按二等一之持緯者也ト。と見え字鏡小。柿杵絹織比伊トある是也。戸ハ豊也。豊秋津比賣ノ豊ト同ク美稱也。○玉依毘賣命。玉ハ容顔ノ美麗キを稱ス也ト。呂志ニ理余呂志ハ縣居大人説也ト。物ノ足ル具也。依ヲ云レ余呂豆余呂布也ト。同言ノ分レる也ト。万葉一取與呂布天乃香也ト。

具山トあるも此山ノをルおシ也ト。此ハひ足有る也ト。云レる也。はト宜奈倍吾背乃君也。と云レ依も同じ也ト。云レれト依ル如し。此意ヲ以テ美稱トる名也。名ノ例也。男ハ飯依也。と女ハ伊須氣余理比賣息長水依比賣水穗五百依比賣也。とあり。統紀廿七。与呂志女と云レ名も見えとあり。やあり。ちて玉依てふ同名ハ海神ノ御女也。玉依毘賣命。第百六十三段見也ト。三嶋溝織耳神の女也。活玉依毘賣あり。賀茂御祖ノ御名も玉依毘賣命也ト。まと此比賣命の御兄也。皆右レ此意ノ稱名也。此ハ了書紀一書ノ又説也ト。天大耳命。ある丹鳥姫也。此ハ玉依毘賣命の異名也。○天照罔照日子火明命。天火明命。二ノ火明とも本阿加理と訓法也ト。本

と能を誦付
るを正ろし。侍て御名義。まところ此委祀去せむ。下第四十六段

小云。○天香山命。此命の御名此意も。下第四十六段。小云

波。○尾張。圀造。尾張連。尾張を圀。名を正。和名抄。乎波

利と何。此圀のおと委くハ景行天皇。卷小注べし。圀造

本紀云。尾張。圀造。志賀。高穴穗朝。以天別天。火明命。十世孫。

小止與命。定賜。圀造。と見え連。姓の去せハ。上第二十五段。小注

正。姓。氏。録。山城。圀。神。別。天孫部。小尾張。連。火明。命。子。天香山。命。之後

也。ま。左京。神別。尾張。連。火明。命。之。男。天香山。命。之後。也。と見

え。尾張。宿禰。火明。命。二十世孫。阿曾。連。之後。也。ま。右京。神別。尾

張。連。火明。命。五世孫。武礪。目。命。之後。也。此氏人。天長十年。小忠宗。宿禰。と云。姓

を賜。ま。大和。圀。神別。尾張。連。天。火明。命。子。天香山。命。之後。也。侍

と。河内。圀。神別。尾張。連。火明。命。十四世孫。小豐。命。之後。也。四。字。天

小一。とあり。侍て小豐。命。の。こ。あ。と。あ。正。侍て此氏。を。も。せ

連。姓。を。正。し。を。次。く。み。多。く。は。宿禰。姓。を。賜。へ。正。其。天。武

三年の処。尾張。連。賜。姓。曰。宿禰。と見え。と。を。始。免。小。正。天皇。紀。十

続紀。大宝。二年。十一月。の。処。天平。十九年。二月。の。処。天平。宝

字。二年。三月。の。処。神護。景雲。二年。○丹波。圀。造。凡。て。成。務。天

皇。卷。○石作。連。石作。を。和。名。抄。ふ。山城。圀。乙。訓。郡。石作。以。之。

利。を。有。小。依。て。訓。は。し。此。を。姓。氏。録。左京。神別。小。石作。連。火明。命

六世孫。建眞。利根。命。之後。也。垂仁。天皇。御世。奉。爲。皇后。日葉

酢媛。命。作。石棺。獻。之。仍。賜。姓。石作。大連。公。也。ま。山城。神別。石作

部。火明命之後也。ま津。圀神別。石作連。火明命六世孫。武椀根

命之後也。ほ和泉。石作連。火明命男。天香山命之後也。お

ど有。ふ依て記せお。不建真利根命の石棺を作れる事

○丹比連。和名抄。河内。圀丹比太知。郡と見え。履中天皇

紀。ふ多遲比河内。と有。ふ依て訓神別。ほ。丹

比。連。火明命之後也。ま和泉。圀。丹比連。火明命男。天香山

命之後也。ま右京。丹比。宿禰。火明命三世孫。天忍男。命之

男。武額赤命七世孫。御殿。宿禰。男。色鳴。大鷦鷯。天皇御世。皇

子。瑞齒別尊。誕生。淡路宮之時。淡路。瑞井。水奉灌。御湯。于時

虎杖。花飛入。御湯。瓮。中。色鳴。宿禰。稱。天神。壽詞。奉號。曰。多治

比。瑞齒別。命。乃。定。多治比部。於。諸。圀。為。皇子。湯。沐。邑。即。以。色

鳴。為。宰。令。領。丹比部。戸。因。號。丹比連。為。氏。姓。と。有。ふ。依。て。記

せお。不。此。事。委。く。そ。反。正。天。○。禰。多。治。比。宿。禰。姓。氏。錄。河

別。圀。神。不。禰。多。治。比。宿。禰。火。明。命。十。一。世。孫。殿。諸。足。尼。命。之。後

也。お。不。決。め。て。上。の。丹。比。宿。禰。條。も。御。殿。宿。禰。男。兄。男。庶。決。て

上。の。丹。比。宿。禰。條。も。色。鳴。宿。禰。と。あ。る。人。其。心。如。女。故。賜。禰

為。御。膳。部。此。人。か。の。事。も。あ。ら。う。居。と。り。し。故。も。皇。次

弟。男。庶。其。心。勇。健。其。力。足。制。四。十。千。軍。衆。故。賜。鞞。號。四。十。千

健。彦。因。負。姓。鞞。負。と。あ。る。ふ。依。て。記。せ。○。蝮。壬。部。首。姓。氏

錄。大。和。圀。不。蝮。壬。部。首。火。明。命。孫。天。五。百。原。命。之。後。也。ま神別

津_、因_、神別、蝮部、火明命十一世孫、蝮壬部、犬手之後也。と有る依て記せり。蝮を多遲比と訓ふとは、反正天皇の大御名此多遲比を古事記に此字を書れどあり。あむ此氏此事も反正天皇卷子委く注ふ。○丹比周敷連、姓氏錄左京神別、丹比須布火明命三世孫、天忍人、男之後也。又云、丹比連、火明命之後也。續紀天平寶字八年七月己酉、伊豫、因周敷、郡人、多治比、連眞因等十人賜姓、周敷連。天平寶字八年、伊豫、因人大初位下周敷、連眞因等二十一人賜姓、周敷伊佐世利、宿禰、あど見也。ま_と式、伊豫、因桑村、郡周敷、神社あり。ほ_と和名抄に周敷郡あり。周敷、神社を桑村、郡に入るを思ふ。○津守連、

姓氏錄攝津、因、神別、津守、火明命之後也。ま_と津守、宿禰、火明命八世孫、大御日足尼之後也。もと連、姓ありしを、天武天皇紀に、十三年十二月、津守連、賜姓、曰、宿禰、とあり。ま_と和泉、因、津守、連、火明命、男、天香山命之後也。とあるに依て記せり。け_ち津とは、即攝津、因を云ふ。因号のとしハ仲哀天皇、津守と云ふ由を、應神天皇紀卷二年此処に云べし。の_ち五百船悉集於庫水門、當時置津守司と見えたるに就て按ふ。此時置れし津守司ハ、火明命の御裔に其を神功皇后の御世に住吉神主と爲るにひし。田裳見宿禰或ハ其子孫に兼て津を守りし給ひたり。故津守連とを負けらむ。和名抄に西成郡、免原郡に津守郷あり。此氏人の住し里ありべし。け_ち津守

てふ氏をイハ負るを。おれ始あるを。かの田裳見宿禰は。火明命八世孫。大御日足尼スネをゆ出とる故ふ。此氏姓ウヂを大御日足尼之後也。とも有レあらむ。侍シて此人を。天孫本紀ふ。火明命八世孫。倭得玉彦命ホトツミヒコノミコト。亦ホ云ニ市大イチノオホ稻日命イナヒノミコト。と有る人あるはくお布也。されど御稻ミイナのうち何ナニか。かくて火明命之後也。と云香山命之後也。と云依ヨ。其出自モトを記されとる物あり。何ナニ姓氏ウヂノナもみお如ス。此コノくあるを。とく心ココロお布火明命の御裔ハ。いせ多し。下得て。姓氏録を見べし。第四十六段。まと神武天皇。卷。宇麻志麻遲命の処。ふ出とるを見るはし。

次天穗日命ツギニアマノホノミコト 亦ホ云ニ天出アマノ 出ノ 出兒武ミコト 夫比命フヒノミコト

夷鳥命ヒナドリノミコト 亦ホ云ニ天夷鳥命アマノヒナトリノミコト 亦ホ云ニ武タケ 日照命ヒナデリノミコト 亦ホ云ニ建比良鳥命タケノヒラトリノミコト 亦ホ云ニ武タケ

命ミコト 亦ホ名武三熊命マタノミナハタケノミクマノミコト 亦ホ云ニ武三熊タケノミクマ 出ノ 大人オホタタ 此コノ

者。出雲国造。出雲臣。土師連。菅ハイヅモノクニノミヤツコイヅモノカミハニシノムラジスガ

原宿禰。秋篠宿禰。島津国造。武ハラノスクネ アキシノノスクネ シマツノクニノミヤツコム

藏国造。相摸国造。大島国造。伯ガレノクニノミヤツコサガムノクニノミヤツコカホレモノクニノミヤツコハ

キノクニノミヤツコク、マノクニノミヤツコカミツウナカミノクニノミヤツコ
者^シ因^シ造^ル。菊^ノ麻^ノ因^シ造^ル。上^ノ海^ノ上^ノ因^シ造^ル。

シモツウナカミノクニノミヤツコ、アハノクニノミヤツコ、イジムノクニノ
下^ノ海^ノ上^ノ因^シ造^ル。安^ノ房^ノ因^シ造^ル。伊^ノ甚^ノ因^シ造^ル。

ミヤツコニヒバリノクニノミヤツコ、タカノクニノミヤツコ、トヨクニノミヤツコ、フタ
造^ル。新^ノ治^ノ因^シ造^ル。高^ノ因^シ造^ル。豊^ノ因^シ造^ル。二

カタノクニノミヤツコ、ラガ、オヤナリ
方^ノ因^シ造^ル等^ノ出^ル祖^也。

武夷^{ヒナドリノ}島^ノ命^ヲ御^{トシ}名^ヲ義^{トシ}ハ師^{トシ}云^フ天^ノ日^ヲ照^スとも申^ス以^テを思^フふ。此^ノ神
天^ノ々^々降^リて邊^ノ鄙^ヲを平^ムと方^ハひし功^{アリ}あてて其^ノ功^ノ事^ヲ御^ス

名^ハ高^クなれど其^ノ功^ヲ美^ムて鄙^ヲ照^スと稱^スとあるは照^ヲを登^リ理^ス
も万^ノ葉^ノ十^ノ四^ノ日^ノ之^ノ照^ス者^也を比^シ賀^ス刀^ノ礼^ヲ婆^{トシ}とて然^リて比^シ良^ノ島^{トシ}とも云^フ比^シ良^ノを比^シ
那^ノの轉^ルれるよて那^ノを良^{トシ}とて横^ニ通^ス音^{アリ}あり。歎^ク辞^ノ阿^ノ那^ヲを
此^ノ例^也。ちて天^ヲを阿^ノ麻^ノ能^ヲを訓^スべし。其^ヲ下^ニ小^ニ舉^スとる。阿^ノ麻^ノ能^ヲ
比^シ奈^ノ等^ノ理^ノ神^ノ社^ヲ。まに竟^ニ宴^ス歌^ヲ。得^テ天^ノ穗^ノ日^ノ命^ヲ。學^ビ生^シ蔭^ス孫^ノ矢^ノ田^ヲ
部^ヲ。宿^ノ禰^ノ公^ノ望^ヲ。作^ル歌^ヲ。阿^ノ磨^ノ能^ヲ。褒^ム臂^ヲ。俄^ニ彌^ス農^ノ美^ヲ。飢^シ野^ノ簸^ヲ云^フと
あるを以^テ證^ス。武^ノ三^ノ熊^ノ命^ヲ。武^ノ三^ノ熊^ノ之^ノ大^ノ人^{トシ}。三^ノ熊^ノを
式^ニ出^ス雲^ノ因^シ意^ヲ守^ル。郡^ノ熊^ノ野^ノ坐^ス神^ノ社^ヲ。此^ノ地^ノ名^ヲ依^ルれる
御^ノ名^ヲ。武^ノ三^ノ熊^ノと云^フを思^フふ。若^クは其^ノ健^キ茂^ク美^ムて稱^スふも

有べし。お布此神の御名を多かるはと式よ。因幡国高草郡よ。天穗日命神社。お此御社の事天日名鳥命神社。阿太賀太都健御熊命神社。賀下の太字秘貞觀七年六月。因幡国無位。阿太賀都建御熊神授。從五位下。と因史不見也。ま
と式よ。出雲国出雲郡阿麻能比奈等理神社あり。文徳天皇紀よ。天安二年三月。此處よ。在河内国天夷鳥神授。從五位下。ともあり。師云此神社を志紀郡道明寺村よ在と云。郷こそありと云。道明寺ハ一名土師寺とも云。即土師録河内国神別よ。出雲臣あり。○出雲国造ま。於天穗日命の。此葦原中。国を言向。小天降。出雲よ久留坐。於る由。右
百十段 不見えま。百十段 高皇產靈神の經津主神

て。大因主神小勅。多るへる御言よ。汝之應住天日隅宮者。今當供造云。又當主汝之祭祀者。天穗日命也。とある。此出雲国造。ま。と大社の神主とる起。あり。け。て因造本紀よ。出雲国造。瑞籬朝。崇神天皇の御代を云以天穗日命十一世孫。宇迦都久怒定。賜因造。と見え。されども。此時始。て此姓人の。因造とあれ。ゆ。ふは非也。此を兄を誅。て。弟の家を因造よ定。賜を云。る。れ。る。ま。と。彼。卷。六十年の処よ。云。ふ。が。如。く。小。て。此。姓。人。の。ま。は。因。造。ま。し。こ。ぞ。は。皇。美。麻。命。此。天。降。坐。る。時。よ。と。れ。る。事。を。上。小。引。る。文。ふ。て。明。け。し。書。紀。よ。天。穗。日。命。是。出。雲。臣。等。祖。也。ま。と。姓。氏。錄。左京神別よ。出。雲。宿。禰。天。穗。日。命。子。

天夷鳥命之後也。此姓人の宿祢とありし證まゝ出雲臣

天穗日命五世孫久志和都命之後也。或人云出雲臣系國

命子津狹命子櫛麿前命子櫛月命とありとはと出

雲臣天穗日命十二世孫鵜濡淳命之後也。此命の事跡七

十年の処まゝ山城國出雲臣天穗日命子天日名鳥命之

後也。まゝ出雲臣同天穗日命之後也。まゝ河内國神別出

雲臣天穗日命十二世孫宇賀都久野命之後也。おどあり

けて文武天皇紀ふ。大寶二年九月。從五位下出雲伯賜臣

姓カキラとあり。此おの氏人よ臣姓を賜へることの紀フミ見え

ある始お。けて桓武天皇紀よ。延暦十年九月。近衛將監

正六位下出雲臣祖人言臣等本系出自天穗日命十四世

孫。曰野見宿禰野見宿禰之後。土師氏人等。或爲宿禰。或賜

朝臣。臣等同爲一祖之後。獨漏拘養之仁。伏望與彼宿禰之

族同預改姓之例。於是賜姓宿禰。とあり。其後まゝ朝臣小

爲ナリしお。朝臣姓を賜へること。史ふ漏とれど。続後

云。抑此姓ナリ此もと臣此尸ありしも。彼國をゆ上ボクて。朝廷

小仕奉しと。始まき依れるレ。此姓人の始て京ミ移

世野見宿禰あり。凡て臣の尸ある姓を朝廷ミけて後小

親く仕奉る輩れり。お此事後ミはしく云。けて後小

宿禰も朝臣小もあまゝるれ。諸氏ミ此さて然京此あ

と依子孫ある故。古事記には其本小就て国造とあげ。
吟云此史子出雲国造と書紀小ハ廣く渾て臣之舉と也。記るハ此小依れるあり。
諸氏小此例多し。倣て知べし。侍て延暦十七年三月廿九日太政官符小昔者国造と郡領と別ありしを慶雲三年を記して出雲国造小意宇郡大領を帯去米る字ま旧例の如く国造と郡領と別小任ぜられ侍て今世はて国造此残れる也。此国造紀しこと見也。
国造のみふて中も此国造名高し。此二国造は昔々ゆ他小異ふ也。貞觀儀式小此を任去儀を載られと也。○土師連。姓氏録山城国。土師宿禰天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。和泉国神別小も二はと津国神別小土師連天穗日命十二世孫。飯入根命之後也。ま大和国神別

小。土師宿禰天穗日命十二世孫。可美韓飯根命之後也。山城神別小も。とほ也。さて飯入根命。可美韓飯根命ハ。同人小て。崇神天皇卷小。飯入根命ハ。宇迦都久怒命の父あるを。見えふれ也。野見宿禰也。宇迦都久怒命此子あり也。是もて穗日命十四世孫。侍て野見宿禰の京小移て仕奉と云こととく符へり。侍て野見宿禰の京小移て仕奉志あとち。垂仁天皇卷。七年の處小見えて。彼當麻蹶速て人たと争力し。始あり。同御世三十二年小。皇后比婆須比賣命の薨坐る時小。土師部を領て。土人形を造也。生人を殉ふ小更とめし處小。天皇賞稱野見宿禰之功云く。任土部職改本姓謂土師部臣是土師連等。主天皇喪葬之縁也。其野見宿禰者。

土師部連之始祖也。とある此文。改本姓云々と云るは。出雲国造と稱しを改免。土師部を領して。朝廷に親く仕奉る。依て。土師部臣と負せ給へる由あり。但し始に野見宿禰一己に賜り。連とあまひるあり。其に土師部を司れる故あり。但し始に野見宿禰一己に賜り。此姓を稱らむ。本に如く出雲氏にて有らむ。其に上桓武天皇紀十年九月。文の出雲臣祖人言。本系かくて。出自野見宿禰と言はく。出雲氏あるを思ふべし。かくて後。此宿禰の正統と出たる家あり。此姓を稱す。依故に。上は舉たる如く。土師氏の多くありけむ。凡て諸姓多し。依を多くし。心して此姓を。上は引る。垂仁天皇も連を於て辨べし。して此姓を。上は引る。垂仁天皇も連

の尸ありしを。天武天皇紀十三年十二月の處に。土師連賜姓曰宿禰。とあるは。其本家賜へるありけむ。凡て。小かく状に見えたるは。皆その氏人の中。小むとある。家賜へることを。思われり。其に。此も。諸家。係。御詔。あらまじ。うば。宿禰を賜ふ。御詔ありて。後。連と稱ふる家。有らむ。こ。姓。氏。録。同。氏。小。して。尸。の。異。ある。有ら。此。故。こ。姓。小。か。ぎ。ら。ば。其。本。家。は。姓。氏。録。諸。姓。小。こ。事。あり。心。得。て。其。本。家。は。姓。氏。録。小。載。れる。中。小。孰。れ。ら。む。定。め。し。か。く。て。次。く。小。宿。禰。を。賜。ら。む。其。に。稱。德。天。皇。紀。神。護。景。雲。三。年。十。二。月。の。處。に。元。姓。氏。録。に。宿。禰。の。尸。ある。家。の。四。つ。を。以。て。知。べ。し。扱。姓。氏。録。に。河。内。に。土。師。氏。を。載。ら。れ。ざ。る。を。餘。國。に。移。り。し。と。既。し。絶。ち。不。本。の。儘。小。連。尸。ありて。宿禰を賜はらぬも有。ゆし。の。は。姓。氏。録。に。同。土。師。氏。あり。尸。ハ。連。と。宿。禰。の。二。

種あるなり。姓の事、雄略天皇、卷に見えたる。彼、カ大和、ノ国、ノ神、ノ別、ノ贊、ノ土、ノ師、ノ連、と云ふあり。此

ふべ。○菅原、宿禰、姓氏録右京神別。菅原、朝臣、土師、宿禰、同祖。

乾飯根命七世孫。大保度、連之後也。とある。依て記せり。

但し本書、ハ朝臣とあるを、宿禰と記るを、下云。けり。此姓を賜するは、

光仁天皇、紀、天應元年六月、遠江、介從五位下土師、宿禰

古人云く。十五人言、土師之先、自天穗日命、其十四世孫。

名曰野見、宿禰。昔纏向、珠城宮、御宇、天皇代云く。率土師三

百餘人、自領取、埴造、諸物、象進之、以代殉人云く。望請、因居

地名、改土師、以為菅原姓、勅依請、許之、と見也。古人の事、大

介從五位下侍、讀天應元年、賜菅原姓、菅原院、以儒行、菅原

被稱世云く。弘仁十年正月十日、薨七十歳とあり。

は。大和、国、添下郡、ある地名。垂仁天皇、陵のある地

なり。信友云、和名抄、ハ此郷名、あるれど、天平二十年の

法隆寺資財帳、添下郡、菅原郷、を、ほまむ、古ハ郷、あり、

添下郡、菅原郷、とあり、と云ゆ。此天皇を、此地、葬奉れ

る事ハ、彼御卷の末、見えたる如く、みて、此地、土師氏

の住ること、野見、宿禰、此大御葬の事を、主なりむ

ぐ。大御心、よか、子、依臣、ありし、む。や、ぐて、御陵の邊、み

住せ給ひ、依ぞ。始、ありむ。然、まハ、土師氏、此、多、る、中

み。古の菅原、郷、住る、嫡家、にて、菅原、姓を、奏請、と、依、遠

江、介、古人、宿禰、ぞ。其家、ありむ。か、ま、む、土師氏、の、嫡家

は、菅原氏、ふぞ、有、依、けり、神名式、此、添下郡、菅原、神

社あり。此を古の姓人此氏神あるべし。今菅原村と云ふ。在て菅原天神と
稱ふと帳考ふ云ゆ。まよ或説ふ遠江国長上郡菅原郷。今菅原天神社ありて天神町と云。こを古人の遠江介と
云し時の居地。後大和風土記ふ添下郡菅原郷云く。傳云
此地菅原氏始祖所出也。故以菅原爲氏也。とあり。地あらず此
の事。垂仁天皇卷の末ふ。○秋篠宿禰。此を姓氏録ふ。上は菅
原朝臣の次ふ出で。同上とあり。はて此姓を賜へる事を。
桓武天皇紀ふ。延暦元年五月。土師宿禰安人等言臣等遠
祖野見宿禰云く。土師宿禰古人等。前年因居地名改姓菅
原。當時安人任在遠國。不及預列。望請土師之字。改爲秋篠。
詔許之。於是安人兄弟男女六人。賜姓秋篠。とあり。此文の
趣を見

る。土師姓を改ましく欲し。なるは。その稱此卑
く聞ゆる字忌てあり。けむと思は。あり。はて菅原
姓。秋篠姓ともふ。土師姓ありし時と。宿禰の尸カネありし
うば。菅原姓。秋篠姓と爲ても。尸をあらず本は。宿禰よ
て有しを。そを土師引る文ども。改土師以爲菅原姓と
云。賜姓秋篠とのみ有て。尸を云ざるを思へし。
桓武天皇紀ふ。延暦九年十二月。菅原宿禰道長。秋篠宿禰
安人等。竝賜朝臣。と有て。是と。朝臣の尸とあまし。れ
也。故この史ふハ。本よ就て菅原宿 ○嶋津国造。此を国造
本紀ふ。嶋津国造志賀高穴穗朝。出雲臣祖佐比禰足尼孫
出雲笠夜命。定賜国造。とある。よ依て記せ。はて嶋津国
とは。即志摩国これあり。此国の事。第四百四十一段。島
之速贊。此処よ委く注へし。○

武藏^{ムサシ}因造^{ヰノツクリ}。おち古事記書紀に依て記せ^レ。因造本紀にも、
出雲^{ツルギ}臣の裔^{シラ}ある由見えたり。○相摸^{サガム}因造^{ヰノツクリ}。おち因造本
紀に相武^{サガム}因造^{ヰノツクリ}志賀^{シカ}高穴穗^{タカアナホ}朝御世^{アサミヨノヨ}武刺^{ムサシ}因造^{ヰノツクリ}祖神^{イハヒ}伊勢^{イセ}都
彦^{ヒコ}命^{ノミコト}三世孫^{ミヨノミコト}弟^{ニノミコト}武彦^{ムサシノヒコ}命^{ノミコト}定賜^{サダタマヒ}因造^{ヰノツクリ}とあるに依りて記せ^レ。
○大嶋^{オホシマ}因造^{ヰノツクリ}。此に因造本紀に大嶋^{オホシマ}因造^{ヰノツクリ}志賀^{シカ}高穴穗^{タカアナホ}朝御^{アサミヨノ}
世^{ノヨ}无邪^{ムサシ}志^シ因造^{ヰノツクリ}同祖^{ドウソ}兄多毛^{ケタケ}比命^{ヒノミコト}。此命の名を延佳も師未
り。上より引る文に弟武彦と云名^ナ。兒穴倭古^{イハナ}命^{ノミコト}定賜^{サダタマヒ}因造^{ヰノツクリ}と
お對^{タガヒ}する名おれむかく訓べし。兒穴倭古^{イハナ}命^{ノミコト}定賜^{サダタマヒ}因造^{ヰノツクリ}と
あるに依りて記せ^レ。けりて大嶋^{オホシマ}因造^{ヰノツクリ}とは和名抄に周防^{スヘノ}因造^{ヰノツクリ}大
嶋^{オホシマ}郡とあるに依り。○伯耆^{ハクキ}因造^{ヰノツクリ}。此に因造本紀に伯耆^{ハクキ}因造^{ヰノツクリ}
造志賀^{シカ}高穴穗^{タカアナホ}朝御世^{アサミヨノヨ}无邪^{ムサシ}志^シ因造^{ヰノツクリ}同祖^{ドウソ}兄多毛^{ケタケ}比命^{ヒノミコト}兒^コ大

八木^{ヤギ}足尼^{タニ}定賜^{サダタマヒ}因造^{ヰノツクリ}とあるに依りて記せ^レ。○菊麻^{キクマ}因造^{ヰノツクリ}。お
は因造本紀に菊麻^{キクマ}因造^{ヰノツクリ}志賀^{シカ}高穴穗^{タカアナホ}朝御代^{アサミヨノヨ}无邪^{ムサシ}志^シ因造^{ヰノツクリ}
祖^ソ兄多毛^{ケタケ}比命^{ヒノミコト}兒^コ大鹿^{オホカ}因造^{ヰノツクリ}直定^{ナオサだ}賜^{タマヒ}因造^{ヰノツクリ}とあるに依りて記せ
^レ。けりて菊麻^{キクマ}因造^{ヰノツクリ}とは上總^{カミツツ}因造^{ヰノツクリ}市原^{イチハラ}郡^ノ菊麻^{キクマ}久々^{クク}郷^ノあゆ。即ち
れお^レ。○上海^{カミツツ}因造^{ヰノツクリ}。此に古事記に依りて記せ^レ。けりて上
海上^{カミツツ}因造^{ヰノツクリ}とち和名抄に上總^{カミツツ}因造^{ヰノツクリ}海上^{カミツツ}加美^{カミ}郡とあるに依り。即ち
あり。右七因造の事まに其因造とちの由縁おど。○下海上^{シモツツ}
因造^{ヰノツクリ}。此も古事記に依りて記せ^レ。因造本紀にも下海上^{シモツツ}因造^{ヰノツクリ}
上^{カミ}因造^{ヰノツクリ}祖^ソ孫^{ムコ}久都伎^{クツ}直定^{ナオサだ}賜^{タマヒ}因造^{ヰノツクリ}とあり。けりて下海上^{シモツツ}因造^{ヰノツクリ}
海上^{カミツツ}因造^{ヰノツクリ}とは和名抄に下總^{シモツツ}因造^{ヰノツクリ}
海上^{カミツツ}加美^{カミ}郡とあるに依り。○安房^{ヤナギ}因造^{ヰノツクリ}。おち因造本紀

小阿波国造志賀高穴穗朝御世天穗日命八世孫彌都侶
岐命孫大伴直大瀧定賜国造とある小依て記せ也。阿波
房国○伊甚国造古古事記小依て記せり。国造本紀子
あり志賀高穴穗朝御世安房国造祖伊許保止伊甚国造
命孫伊己侶止直定賜国造と見えたり伊甚国造
と和名抄子上總国夷瀧伊志
美郡とあ依此あり。○新治国
造は国造本紀小志賀高穴穗朝御世美都呂岐命兒比奈
羅布命定賜国造と何也。美都呂岐命天穗日命八世孫
と見也さて兒字は裔の義あり
即今此常陸国新治郡あり。風土記云或曰倭武天皇巡
狩東夷之国幸過新治之縣
所遣国造毘那良珠命新
令掘井云くとも見也○高国造也此も国造本紀小志
賀高穴穗朝御世彌都侶岐命孫彌佐比命定賜国造とあ

也。今此常陸国多珂郡是あり。風土記云古老曰斯我高穴
穗宮大洲照臨天皇之世以建御狹日命任多珂国造。今云
比命建御狹日命字ハ替
れども本より同人あり茲人初至歷驗地體以為峯險岳
崇因名多珂之国。謂建御狹日命者即出雲臣同属今多珂
石城所謂是也とありさて同記も古昔
自相摸国足柄岳坂以東諸縣總称我姫国是當時不言常
陸唯称新治筑波茨城那賀久慈多珂国各遣造別令檢校
其後至難波長柄豊前大宮臨軒天皇世遣高向臣云々等
摠領自坂已東之国于時我姫之道分為八国常陸国居其
一矣とあり新治以下六国○豊国造古は国造本紀小志
賀高穴穗朝御代伊甚国造同祖宇那足尼定賜国造とあ
る小依て記せ也。古て豊国造の事也。上第八段小委く注ゆ也。
此もあゞ豊国造と云ふ也。いまと二フタカタ方国造此も国造
国分らぬ布ぞの事おもはれり。○二方国造此も国造

本紀よ。二方国造志賀高穴穗朝御世。出雲国造同祖。遷伯
一奴命孫。美尼布命定賜国造とある。小依て記せ。侍て
二方国と云。和名抄。但馬国二方郡とあるこれなり。上
安房以下六国之事。まゝ其国造とちの事
も。成務天皇卷五年此処。委く注ふべし。

次天津日子根命出兒天麻比

止都根命。亦云天目。亦名天久。

斯麻比士都命。亦云天久。亦名

天出御影命。亦云明立。亦名天

戸間見命。故是天津日子根命

者。犬上縣主。蒲生稻置菅田首。

桑名首。額田部連。額田部湯坐

連。三枝部造。高市縣主。奄智造。

オフレカフチノクニノミヤツコオフレカフチノアタヘツノクニノミヤツコ
凡河内国造。凡河内直津国造。

ヤマシロノクニノミヤツコヤマシロノアタヘイハキノクニノミヤツコイハ
山背国造。山背直磐城国造。磐

セノクニノミヤツコキクタノクニノミヤツコス。エノクニノミヤツコウマ
瀬国造。菊多国造。周淮国造。馬

グ。タノクニノミヤツコレ。ナカノクニノミヤツコウバラキノクニノミヤツコ
來田国造。師長国造。茨城国造。

ス。ハウノクニノミヤツコラ。ガ。オヤナリ
周防国造等出祖也。

天麻比止都根命。天目一箇命。天久斯麻比土都命。御名義。

麻比止都。目一箇とも書る字此意ふて。此神を御目の

一於坐ましけるお依ほし。伊勢の多度神社の枝社に坐

此神ありと申は。根を例の稱言おす。故畧死てふ。小麻

比土都と耳も申せぬ。此意。ま。麻比土都。祿を。眞一。根の

るとぐひの美。稱うとも思へど。さる意あらむ。根と云

を畧死て云。ま。む。れ。ぬ。目一箇の意あるべし。○

天久斯麻比土都命。天久之比命。名義。久斯も久之比も同

言ふて。奇靈の意あるま。と。上。ふ。云。依。が。如。し。○天之御影

命。明立天御影命。御名義。い。ま。ど。思。得。ざ。れ。ど。但し。明立を。天のま。くら

言ある。仲哀天皇。紀ある神の御語ふ。如天津水影押伏而

我所見因云くとあるを考合はべし。此事委くハ其御天

戸間見命。名の意。戸を豊間見也。味間見命の間見も同じ

其之下神武天皇卷。○犬上縣主。去を姓氏錄未定。

犬上縣主天津彦根命之後也。とあるに依て記せり。但し天津

彦根命之後と云々。其本小就て舉はるは。ちて犬上を和

名抄小。近江因犬上郡去れあり。天武天皇紀小。犬上川濱

見え。江左三郡録と云もの。今の万葉十一。狗上之鳥

籠山。と云も見也。聖武天皇紀も。さて神名式小。同因野

洲郡小。御上神社名神大月あり。此御社ハ。即天之御影神

小坐ませ也。此御社の事也。天。此因小彦根と云處あ

る。野洲郡ありて。安河と云川のあるあど。悉コト天津日子

根命小由縁ある事也。○蒲生稻置此を古事記小。師云。

和名抄小。近江因蒲生加万郡これあり。名義をいと上代

小。蒲の多く生ありし地ありしよや。蓬生。浅茅生。麻生。奈

智天皇紀小。此郡名見え。万葉一。蒲生野と云るを此か

るべし。温故録と云もの。蒲生野ハ。宇祢野とも。布引山

とも云。昔より廣大小して。近因小双。あき野山あり。此姓の

あとな。他書小未見あたらに。神名式小。近江因蒲生郡小。

菅田神社ありて。今云。此御社を。今桐原村と云。小在。と帳

姓氏錄小。菅田首。天久斯麻比止都命之後也。とあり。比

菅田首天久斯麻比土都命之後也。とあるに依て記せり。
近江国蒲生郡小菅田神社ありて。桐原と云地に坐まし。
其在麻比土都命あるはきまると。上小注せる如くあれど。
菅田と云を。桐原の舊名ふて。其をやぐて氏に負て山城
小移住るあるべし。諸氏に然る例いと多し。式に。播磨国加茂郡小
も。菅田神社あり。此御社に。今賀東郡菅田村と云不在と
郷あゆむ由。はと。同国多可郡小。天目一神社もあり。ま
る。郡小。天一神王神社と申はもあり。此も目一箇命に由あり
りておぢ也。此社に。今東新宿村と云に在る。阿布良権現
と称ふは。此り。此も近江と云移せるあり。其を郡名
を帳考ふ云り。此も近江と云移せるあり。其を郡名
を多可と云を。彼国ある多何神社に由有てたぢ也。まは

桑名首。此を姓氏録右京神別に。桑名首天津彦根命男。
天久之比乃命之後也。とあるに依て記せり。桑名を和名
抄ふ。伊勢国桑名久波奈郡はれあり。式に同郡小。桑名神社
二座。此を天津日子根命と。天久之比乃命を祀れり。とぞ。
ま。天野信景が。伊勢参道里程抄と云もの。今桑名町
小。ある春日社に。即式の桑名神社あり。社家説に。社内左
を。三崎神社と号は。昔に太夫村に在り。後此に移り。今
も。太夫村と号は。神輿人出るあり。建雷命。斎主。神右。春
日。神社に。て。児屋根命。姫大神に。奥の御前を。母山。神社
と。称し。て。地主の神。祕あり。と。祠官郷司氏に。聞りと云
此。説に。地主と云を。彦根命。久之比。命。小。坐。ある。べし。ま
。或。説に。大。夫。村。に。在。る。島。明。神。即。桑。名。神。社。に。り。と。も
云。あ。り。と。く。同。郡。小。多。度。神。社。に。有。て。此。を。上。小。云。依。如。く。
天津日子根命小坐まし。桑名城をり三里。戊亥の方。多度
村と云を。坐にあり。ま。と。同。郡。小。

額田神社も何也。此も此御社の傍に俗に一目連と稱は
由あること上よ云々。此御社の傍に俗に一目連と稱は
社あり。此を社傳ふ。天麻比止都禰神ありと云。信小然る
べし。天野信景ハ多度神社を以て、あぐ小はと桑名神社
小並て式小佐乃富神社あり。此も目一箇命小由あると
と。景行天皇卷小注べし。侍て久斯麻比土都命の御裔の
桑名地小住て。地名をやぐて姓小負る。後小右京小移
正住る小ぞ有べき。はと古語拾遺小。天目一箇命筑紫伊勢
忌部也と見取とる。伊勢國忌部を此桑名首を云る小は
あざ依り。は前筑紫忌部を更小考得。筑前國早良郡小
額田郷何也。古きも也。由あり。後入考考了也。岡田勝海云肥

後園山鹿郡久原村と云。処小一目神社と云。古社何也。神
主帆足下総守清原惟香と云。故翁門人ありと云。り由あ
り。げあり。○園造本紀小。天目一箇命とあり。延佳額田
其を誤ありと云。て目一と書る。中何あり。○額田
部連。此を書紀小。天津彦根命。此額田部連遠祖也。姓氏錄
左京小。額田部天津彦根命三世孫。三世二字を私小加と
神別。額田部三世字あり。ま高市連の処小引る文小。彦伊
田連條小。三世字あり。ま高市連の処小引る文小。彦伊
賀都命とあり。も同人。聞えとる。其処小も三世孫と
あり。意富伊我都命之後也。あ何依り依て記せ也。但
天津彦根命と云る。其本を奉と依りて。実を天御蔭命
と引出さる。こと下小引る文小。見えある。が如し。侍て意
富伊賀都命ハ彦根命の三世孫。侍て額田と云。由は。次小
あまハ御蔭命も孫あり。侍て額田と云。由は。次小
引る文小見也。○額田部湯坐連。古事記小。か師云。姓氏錄
左京小。額田部湯坐連。天津彦根命子。明立天御影命之後
神別。

也。今云旧事紀云、天斗麻弥命の後ある由、允恭天皇御世。

被遣薩摩、因平隼人覆奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛。

天皇喜之、賜姓額田部也。奴加を即比多比のことあり。町

毛ハ和名抄云、是よて額田此義解えよ。定額の田此義

都無之とあり。非あり、定額の額を奴。河内、因、額田部湯坐連。

天津彦根命五世孫乎田部連之後也。今云允恭

世、額田馬を献れるを、この呼田部連を、天皇の御

幾代の孫あり、此は考ふべき由あり、侍湯坐の

事を垂仁天皇卷の五年、注べし。此を由邪と訓む、侍右

此如く、額田部連と云、此湯坐連、其氏人此

中、湯坐の事、由村、賜姓あり、此は

て後、湯坐連の方榮えて、廣うけける故、古事記よば

其を舉、此姓此人を、孝徳紀、孝謙紀、仁明紀、おとみも見書

紀よ、本を舉とる、凡て見え、

邊、額田、邑、和名抄云、平群、額田。奴加多。今此郡、額

河内、因、河内、郡、額田、おど、河内、郡、額田、おど、

くは、此姓をり出とる地名、凡て姓、ま、人、名、を、り、出

疑、この姓、人の名、ま、と、神、名、式、子、伊、勢、因、桑、名、郡、額、田、神

社、今云、和名抄云、衆名、郡、額、田、沼、加、多、と、見、え、神、鳳、抄

り、額、田、神、田、あり、と、て、此、社、を、今、糠、田、村、と、云、よ、在

も、此、姓、小、由、あ、る、依、て、記、せ、り、

大和國神別 三枝部連額田部湯坐連同祖天津彦根命十四

世孫建己呂命之後也。顯宗天皇御世諸氏賜饗醮于時宮

庭有三莖草獻之因賜姓三枝部造姓有て同じ故事を記

せと何也。天武天皇紀云十二年九月福草部造賜姓曰連

を見えたり然るも此子造と何るを本不就て舉げら

也。さて三枝のことと云神武天皇卷云三枝部の○高市

縣主此は古事記 依て記せり 姓氏錄右京神別 高市連額田部同祖天

津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也此を上引る文

と同人あるべきはと和泉國神別 高市縣主天津彦根命十

四世孫建許呂命之後也彦伊賀都命十 見えさて高市

は。和名抄云大和國高市多介知 郡おれあ也此名の事云雄

の御哥多氣知と何る下 師説を奉て委く注べし。天武天皇紀云高市郡大領高

市縣主許梅と云人あ也。同卷云十二年冬十月高市縣主

賜姓曰連也見也。○奄智造也古事記 依師云奄知也。阿

牟知と訓べし和名抄云伊勢國郡云奄藝 今山邊郡小庵

治云村あり。此あるは今あうちと唱ふる云伊勢の

郡と何りて哥扇 扇とま 靈異記云大倭國十市郡菴

知部と云何也續紀廿五 何と云人名も見也 さて姓氏錄大

國神 奄知造天津彦根命十四世孫建凝命之後也。ま

左京神 奄知造額田部湯坐同祖と何也類聚國史弘仁十

知造吉備麻呂。○凡河内国造。此古事記よ。依て記せり。凡河内、
と云、人見也。○凡河内国造。依て記せり。凡河内、
国とは、即河内国也。国号の古と及此、氏人の国造と多
此処子委。凡河内直。此古事記よ。天津彦根命、是凡河内直
祖也。と見え。舊事紀ふ。天御蔭命、凡河内直等祖とあり。然
む此姓を日子根命の御子也中よ。毛と直の尸也。し。茂。
天御蔭命より出るとあり。凡河内。毛と直の尸也。し。茂。
天武天皇紀ふ。十二年九月。凡河内直賜姓曰連と見え。は
と十四年六月。凡河内連賜姓曰忌寸とあり。師云。此氏人
宿祢と云姓を賜し。こと。も。続後紀一。故姓氏録ふ。此姓三
不見也。清内と云河内の縁あるべし。凡河内。但し津国神別よ。
所津神別。不出とる。何れも忌寸とあり。凡河内。忌寸。天穗
日命十三世孫。可美乾飯根命之後也。凡河内。忌寸。天穗
と一処あるを。決て混る傳あらむ。凡河内。忌寸。天穗

内、国造とあるは、国造とあるは、後を以て挙げ書紀よ。凡
河内直也。あはれ。姓の本。小就て舉るとあり。其此氏人
造とあるは。成務天皇の大御世。子定。給へ。○津国造。姓
るあるを。尸を元より負るも。此かまむれり。○津国造。姓
氏録。撰津国。小国造。天津彦根命。男。天戸間見命之後也。と
見也。○山背国造。古事記よ。依て記せり。但し本よ代とあ
る。山背ハ即山城也。名義を。師説ふ。山背と書る字の意
うしろの。あるは。此国を。大和国の北方也。山の後。か
る。凡河内。延暦十三年十一月。詔ふ。此国山河襟帶自然作城。
因斯形。勝可制。新號宜改。山背国爲山城国。云く。古紀畧ふ
見也。古て書紀ふ。天津彦根命。是山背直祖也。とあり。もを

直比加婆禰を正しを。天武紀ふ。十二年九月。山背直賜姓。
日連。十四年六月。山背連賜姓。日忌寸と何也。姓氏錄山城
別ふ。山背忌寸。天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。
と見也。今云。因造本紀初の処。檀原朝。御世。以天目一
命為山代因造。即山代直祖とあるを誤あり。其を
姓氏錄。天麻比止都禰命之後也。と云ると。時代
のいとく違へるを思ふべし。お下よ云を見も。續紀ふ。
山背因造。山背忌寸品遲ホムダと云人見也。續後紀ふ。天長十年。
山城因人。山代忌寸淨足。同姓五百川等八人。改忌寸。賜宿
禰淨足等。天津彦根命之苗裔也。と見也。せ何ゆ。はて姓氏
錄津因別ふ。山直。天御影命十一世孫。山代根子之後也。と見
えと依を。書紀ふ。天津彦根命。山背直祖也。と有と合せて

思ふよ。此を山代直あるが。代字比脱オチと依ありり。其在
山代根子てふ名も。彼因よ由何る名あるをや。斯カクてま
上小引る。山背忌寸條小。天都比古禰命子。天麻比止都禰
命。と何依を以て見れど。天麻比止都禰命を。天御影命と。
一神あると明けし。此を師も既く。お不思ひ證アキひべき
事然言れとりき。の多加依。次くふ云ふを見る續後紀。承和六年
池作等十人。改直賜宿禰。池作之先。出自天穗日命之後。と
あるハ。姓氏錄和泉因神別よ。山直。天穗日命十七世云く。
とある姓。小て別姓あり。或人おまを引て。津因神別よ見
えと依。天御影命と。額田部湯坐連。條小。天津彦根命子。明
立。天御影命を何るを。別神ありと云へまど非あり。此
を明立。てふことの無き。お依てれらる。はれど。正しく明
立。天御影命のおを。古事記も。舊○磐城因造。ては因
事紀も。あ。天御影命と何る字や。

造本紀よ。石城、圀造、志賀、高穴穗、朝御世。以建許呂命、定賜、
圀造とあるに依て記せ也。建許呂命、天津彦根命、十四世孫あること。上より引る姓氏
録よ。磐城、丸。和名抄よ。陸奥、圀磐瀨、郡。とあるに依て記せ。
見也。磐瀨、丸。和名抄よ。陸奥、圀磐瀨、郡。とあるに依て記せ。
磐瀨、丸。和名抄よ。陸奥、圀磐瀨、郡。とあるに依て記せ。
以建許呂命、兒建彌依米命、定賜、圀造とあるに依て記せ
也。磐瀨、丸。和名抄よ。陸奥、圀磐瀨、郡。とあるに依て記せ。
卷よ。委く。○菊多、圀造。こゝに圀造本紀よ。道、奥、菊多、圀造、輕
注べし。島、豐明、御代、以建許呂命、兒屋主乃禰、定賜、圀造とあるに
依て記せり。菊多、和名抄よ。陸奥、圀、菊多、郡。これあり。此圀の事
也。應神天皇、卷よ。委く。注べし。以て建許呂命、丸。も、近江、小住、也。しを召
よ。委く。注べし。

まて道、奥、小任、されしを所思くて、彼、圀、よ、由縁、ある事ど
も、此、彼、あり。其、丸。ま、於、神名式、よ。陸奥、圀、名取、郡。多可、神社。
宮城、郡。多賀、神社。和名抄よ。多賀、郷も有り。行方、郡。多珂、神社。和名抄よ。多珂、郷も
あり。あるに。決く、近江、圀、犬上、郡。よ、坐、ま、り。多何、神社、を、移、し
齋へる、あ、ゆ、べ、く。は、と、名、神、祭、式、よ。川田、神社、二座、御上、神
社、一座。と見え、とる。共、小、近江、圀、小、在、る、社、あり。中、よ、も、御
上、神社、丸。天、之、御影、命、よ、坐、て。此、姓、人、の、祖、神、ある、こと。上
よ、云、る、如、く、あ、ま、り。彼、圀、小、移、也。住、て、後、も、祭、る、は、き、謂、あ
也。然るに神名帳よ。此、二社、の名、此、見え、ざるに、移して、後
彼、圀、の、名、神、の、社、よ、決、て、此、二社、ある、は、し、け、て、名、神、祭、式、
よ、ハ、本、此、稱、を、以、て、祭、ら、れ、し、が、其、ま、く、小、傳、ハ、ま、る、あ、ら

む然るを或写本不此二社多奉ぎ依をさる本の由縁を
辨へざる後世人の此を近江に在る神社名あるを以て
陸奥国の名神と載るを誤るべく^{思ひてさるしらす除ける依は}侍道奥を猛き
夷ども此仇をむ^依故に其を鎮免むとの御心よて
建許呂命を任し給へる依はべし此命は雄しく加ゆけ
むことを建許呂と云ふて炳くはと下引る風土記の傳
此趣ふても息長帶比賣命に仕奉れりと云は彼韓を征
み^{イデマ}幸行せる時より從子給へるを云りや聞ゆをたふす
按ふ此国^{伊達郡}の伊達郡も建の意からむも知べのらに建を
多氏と云ふ五十猛神を伊植神と云ひ建部を多氏部と
云を思ふ^{○周准}国造は^{○周准}国造本紀に須惠国造志賀高穴
穂朝茨城国造祖建許侶命兒大布日意彌命定賜国造と

あるに依て記せり周准を和名抄ふ上總国周准郡とされ
あり^{同書よ此郡に額田郷湯坐郷}ちて姓氏録津国末
使主天津彦根命子彦稻勝命之後也^{末字本末と作る}
ゆと云ふぞとき一本まご拾芥抄み米とあるも誤字あるべしと見えあるを由有げあ
り但し彦稻勝命を日子根命の御子を申は外に所見
とる事なくいせおぶおちりれし此を彦伊賀都命を訛り
て天津彦根神の御子と爲るとるふは非ざ依り^{彦伊賀都命を天津}
彦根命三世孫あることを高市縣主^{○馬來田}国造^{○馬來田}造^{事記よ}
の処に引る姓氏録の文に見ゆ^{依て記}師云和名抄み上總国望多^{末宇}郡とありて万葉
十四上總国歌ふ宇麻具多能禰呂とを免る地あり^{末宇}

ハ後よ訛ま書紀廿八ふ。大伴連馬來田といふ人名を尤
る唱あり九卷ふを望多と作カ。望多と書る字も
宇麻具多と唱へしこを知法し。
 繼體天皇の御子よ。馬來田皇女を申去も有見也。彼卷ふ
 造本紀よ。馬來田圀造志賀高穴穗朝御世茨城圀造祖建
 許呂命兒淡河意彌命定賜圀造。○師長圀造此圀造本
 紀ふ。師長圀造志賀高穴穗朝御世茨城圀造祖建許呂命
 兒意富鷲意彌命定賜圀造とあるよ依て記せ師長圀
 也。和名抄よ。相摸圀餘綾郡磯長郷うを度會延經言依
 はさるよとれ也。○茨城圀造也。書紀ふ。天津彦根命此
 茨城圀造遠祖也。とあるよ依て記せ也。
姓氏錄和泉圀神別よも茨木造天

津彦根命之ウラキ茨城也。和名抄よ。常陸圀茨城牟婆郡これ
 後也と見也。師云和名抄よ。牟婆良岐とあれども本在宇婆良ある
 也。梅馬あぢをも後よハ牟米牟麻と云とぐひよて
 此も後よ牟とをあまるれ也。和名抄よ。菟莖を於保
 宇波良とありを云れしよ依て宇婆良伎と訓也。常陸
 風土記ふ。茨城圀造祖多祁許呂命仕息長帶比賣天皇之
 朝當至品太ニアタリテ天皇之誕時多祁許呂命有子八人。中男筑波
 使主茨城郡陽生連等之祖と見え。圀造本紀ふ。茨城圀造
 輕嶋豐明朝御世天津彦根命孫筑紫刀禰定賜圀造と
 るを合せて思ふよ。筑紫刀禰也。多祁許呂命の子よて。風
 土記ふ筑波使主とあるよ。同人を聞えと也。さて風土記
 云くと云るよ依て思ふよ。圀造本紀ふ筑紫刀禰とある
 ハ筑波刀禰を誤れるよとも思へど古語拾遺よも天目

一箇命筑紫忌部といふ事の有れば筑波を誤れるは
もた非交かよくよ筑紫を貢ることはいふべし。侍て
三代實録ふ。仁和三年三月常陸国正六位上菅田神從五
位上と見え。和名抄ふ同国河内郡ふ菅田郷あり。然れど
菅田神ハ茨城国造の祖神と記まるもそ有べきはと郡
名を河内と云も凡河内直より分て。此地の国造とあ
れる由縁あるはし。ふ不茨城郡の事也。應神天
皇卷よ委く注ふを見べし。①周防国
造。此古事記ふ。周防国造輕嶋豐明朝茨城国造同祖加
依て記せり。米乃意美定賜国造とあり。此国熊毛郡ふ石城神社と
造ありしふ由あり。○右件く見えし稻置直縣主首連
臣国造あどの尸此事を此よ取總て言むとけ。其をまぢ

稻置也。まよ稻寸とも書り置は於伎の於を省て取れ也。
日置玉置あどの例あり。但し此字を書く由を下
ふもとハ職號外也。しぐ姓ふあまゆしあり。其を成務天
皇卷の五年ふ。縣邑置稻置とあり。此稱の史子見えし
始ふて。名義ハ彼處ふ云如く。諸国ふあり屯倉。此稻を
積置所あり。垂仁天皇卷廿七年の處よ委く注ふべし。此司をして。其事ふあぢる謂
ふ依て。稻君と云意ハ稱ある哉。其意を得て。稻とは書依
外らむ。師も既に置を君あ依。○直は師説ふ。書紀よ。阿多
比延と訓る所あり。皇極天皇の卷。和名抄。和泉国和泉
郡の郷ふ山直也。末也。阿多閉と訓べし。
かハ阿多比延の比延を切めて。閉と云ふ。山直
は山の末よ。阿韻ある故よ。阿を畧きて多閉あり。侍て此

尸も凡て困く此處くふゐる姓ふ附とれむ。其處の君と
る意ふては有ありとあり。今云姓氏録は直者謂君也と
詔り就て注せる文あまども。ちて名義を師はいまど考
意を師説よとく加れへり。大兄少兄あどの例は稱
云と。試み直兄ふはゐらけり。号あり延を兄あるべし。
とばうりて師も其を常言ふ。物の替を出ひあを阿多
比をもれ。外ど云を按ふ。天皇命は御手ふ代て。地を治
むる由ふて。直兄と稱ふ依號れし。尸をば爲れるふ
らむ。續紀廿八。庚午年。籍ふ直姓。費字を書きとり
故あらむも。有し由見え。るも言義の代の意ある
與とも義通ふ。〇縣主は其縣くく此主れ。縣のあ
とは。成務天皇卷五年。ふ出於其處ふ云。は。ちて此め困

困ふ在る縣を掌る者れ號れしを。其職を子孫世くふ
傳る故ふ。即某縣主と云。尸をありし外。〇首を。師云意
毘登を訓べし。元明紀。大津連意毘登と云。人名を元正
も忌部首。讀於此はも尊稱ふて。大人の意あるべし。首
比止とあり。意宇登をよむと。音と言ましを然るふとふて。尊みて人
便みて正うら。を意毘登と云。し。大や。は。允恭天皇卷。ふ首也。余不念と言
るふとれ。ゐる。此正しき證あり。ちて此尸も忌部首。物部
首。海部首。形部首。鵜部。首。れどのとぐひ。某部と云。姓ふ
多く。は。部と云。ぬも多くは部れ有るべき。諸姓ふ負る
を思ふ。其部を統領る首と云。義の尸あり。然れむ桑名。

首を古語拾遺ふ。天目一箇命者伊勢国忌部祖と云る哉
合せて思ふ。麻比止都禰命の御裔也。鍛冶部を統領り
て桑名小在し。伊勢国忌部とも桑名首とも云し。あら
む。○連を師云。牟良自と訓む。群主の意。其群の中
此主と云意あり。この説委くハ第二十五段津守連の処に注りき。ちる大抵諸此
姓の中。臣と連とは京此何と云ふ住居て。殊小親く朝
廷に仕奉る氏。此尸也。雄略紀遺詔に臣連伴造毎日朝参国司郡司隨時朝集と云
るも。臣連伴造を京近く住居故あり。○今云古書み。凡て
臣連と序て大臣と大連と並るも。自ら大臣を高く
大連をいさぐ下れる状。○臣を意美と訓む。ちて意
見也。まば此に奉るあり。師説に大身の意。此を朝廷に仕奉る人を傍よ。等み云。称あり。朝廷に仕奉る
美てふ言義也。

人あるを以て。臣字を書かまど。君に對へて云。臣の意。ま
そ何ら。君に對へて云。臣也。夜都古と云て。書紀おど
小も然訓りと。書紀其不古書ふ。いれも臣連と對へ云
言ま。然れども。書紀其不古書ふ。いれも臣連と對へ云
て。伴男を持分く。連を群主の意。其群の中。此主と
云意あり。或は合て思ふ。大持てふ言。此約を依りて。毛
切美と。もとは部を統持。其意の稱號。此尸也。ま
るあらむ。此を前思へ。此は意美。右ふ云
号あり。其を引る天神の大國主。神小勅給へ。依大
詔命。當主。汝祭祀者。天穗日命。是也。有て。こま出雲國
造。ま。大社の神主。起る。中臣の中。取持て。ふ言
の約。れ。ある。と。合せて。按ふ。穗日命。以來。その御裔
此大社の神主。として。大社の神。此御前の事。執持て。仕奉
る。職業。ある。を。以て。大持と稱。り。ハ。む。意美と。約りて
尸と。此。思ひ。ま。意美。大主の約。れ。み。て。奴斯。を。迹

○古史傳八

○卒

と約まれども、三ムメセ、ナニヌネと云、口云、まおま
み、自ら通ふ言みて、迹と美を、任部を美夫といふ、ま
ひの通ふ例も、あり、ま、世も、人を御主と云、御身と
いふ、た、同じ、布、どの、言、た、う、ひ、り、て、言、本、を、細、お、云、へ、た、一、
意、よ、帰、る、謂、め、有、り、は、と、臣、よ、使、主、と、書、る、も、由、有、け、あ、り、
然、れ、ど、此、を、も、と、大、社、小、仕、奉、る、大、主、の、意、此、稱、号、あ、り、
む、が、廣、く、餘、の、氏、く、も、い、ふ、言、と、お、ま、ひ、あ、ら、む、れ、ど、種、
種、お、思、ひ、さ、り、し、た、皆、こ、ろ、う、ひ、き、け、て、中、臣、の、中、執、持、あ、
る、由、を、第、六、十、段、中、臣、連、の、処、よ、注、す、け、く、臣、よ、使、
主、と、も、書、と、し、ハ、安、康、天、皇、卷、小、委、く、注、す、べ、し、
師、説、み、何、ま、も、久、邇、能、美、夜、都、古、と、訓、ば、し、其、由、を、ま、お、上、
代、お、諸、仕、奉、人、等、を、總、舉、る、よ、は、臣、連、伴、造、国、造、と、並、云、
書、紀、卷、く、よ、數、ま、多、敏、達、卷、小、臣、連、二、造、と、も、有、て、二、造、者、
あ、ら、び、多、し、
国、造、伴、造、也、と、注、せ、
て、扱、そ、の、国、造、を、諸、国、
お、て、其、国、の、上、
と、し、て、各、其、国、を、治、る、人、を、云、尸、
あ、り、
今、云、此、こ、と、成、務、天、
皇、卷、五、年、の、処、よ、見、

え、と、れ、ど、其、処、よ、伴、造、の、伴、を、云、三、枝、部、あ、ど、の、部、あ、
委、く、云、を、見、べ、し、
今、云、石、作、部、丹、比、部、土、師、部、額、田、部、あ、ど、此、外、部、を、即、年、
ゆ、凡、て、某、部、と、云、氏、く、み、あ、其、部、あ、る、氏、く、れ、り、
禮、の、約、
上、達、部、と、書、て、か、ム、タ、チ、
故、造、の、尸、は、多、く、
某、部、と、云、
姓、お、多、し、
天、武、紀、十、二、年、九、月、
此、處、を、見、べ、し、
今、云、あ、ら、
其、外、の、尸、を、負、る、も、多、う、ゆ、
其、上、お、見、え、と、る、
石、作、部、丹、
比、部、土、師、部、額、田、部、あ、ど、の、諸、氏、
此、連、あ、る、を、思、へ、し、
さ、て、
其、部、を、總、て、伴、造、
云、り、
其、を、伴、造、と、
其、伴、を、領、司、
御、臣、と、云、義、あ、ま、
バ、お、
然、る、を、或、人、
此、伴、造、と、
云、を、引、連、
祿、て、姓、ぞ、と、心、得、
部、と、云、
怒、其、意、
れ、る、姓、
あ、

今、云、部、と、云、
と、
掃、守、
造、工、造、佐、伯、造、酒、人、造、衣、縫、造、あ、ど、の、類、部、
と、ハ、云、祿、ど、部、あ、る、氏、ぞ、と、云、
あ、り、
加、
ま、
ば、
造、

諸、部、
お、て、上、と、し、て、各、其、部、を、掌、る、人、を、云、尸、
れ、

垂、仁、紀、
部、

某部と云をあげて、并十簡品部とあり、また欽明紀も、秦人戸數、七千五百三戸、以大藏椽、為秦伴、造とある。おれ聚、漢部、定其伴、造者、云く、これ、漢部を掌る人、其伴、造と云、おれと云、おれ、ま、孝徳紀も、詔、曰、若、憂、誣、之、人、有、伴、造、者、其、伴、造、先、勘、當、而、奏、こ、ま、其、部、を、掌、る、人、を、其、伴、造、と、云、り、
ちまは、二の造、同じ、意、ふ、て、郡、領、を、本、理、乃、美、夜、都、許、も、懇、み、記、され、と、め、此、も、字、を、異、お、れ、と、も、同、言、同、意、あり、
○今、云、成、務、天、皇、卷、五、年、九、月、の、処、み、定、賜、大、國、小、國、之、國、造、と、見、え、と、依、國、造、本、紀、と、合、せ、て、思、ふ、大、國、を、云、ひ、小、國、と、
を、建、ら、れ、ぬ、る、國、と、對、ふ、を、り、の、國、を、云、ひ、小、國、と、
は、後、み、郡、と、云、む、り、の、地、を、云、て、某、く、小、造、と、云、ひ、賜、へ、
る、由、お、ま、む、郡、領、を、許、本、理、能、美、夜、都、古、と、訓、こ、と、い、せ、
く、當、れ、り、姓、氏、録、み、奄、智、造、茨、木、造、山、田、造、真、野、造、小、橋、造、
の、と、ぐ、ひ、四、十、二、氏、む、り、地、名、ある、造、戸、の、有、る、む、み、あ、
小、國、之、造、と、云、る、と、ぐ、ひ、み、て、名、義、ハ、御、臣、あり、稱、徳、紀、詔、
是、等、も、總、て、を、國、造、と、云、へ、
ふ、貞、久、淨、伎、心、乎、以、天、朝、廷、乃、御、奴、止、奉、仕、之、米、天、云、
ま

と、文部、姉、女、乎、波、内、都、奴、止、爲、冠、位、舉、給、比、お、ど、ある、を、
以、て、夜、都、古、を、臣、の、意、ある、お、と、を、知、げ、し、推、古、紀、お、は、國、
造、を、ク、ニ、ノ、ヤ、ツ、コ、を、も、訓、夜、都、古、と、い、ふ、は、甚、賤、き、者、
の、如、く、聞、ゆ、ま、ど、も、本、然、お、
非、或、君、お、對、へ、て、臣、を、云、名、あり、故、君、臣、の、意、ある、臣、を、
書、紀、お、ど、お、も、皆、ヤ、ツ、コ、と、訓、又、と、此、も、り、の、お、も、の、御、
奴、あ、ど、云、も、こ、れ、あり、但、し、此、も、名、の、本、お、意、ハ、一、お、お、
免、ま、ど、も、造、を、天、皇、お、對、す、て、臣、此、意、ある、故、お、其、部、お、上、
と、る、人、を、云、御、奴、と、ハ、下、お、付、者、を、云、お、れ、ま、バ、用、お、
依、處、お、至、推、古、紀、お、ハ、思、ひ、混、お、ら、
ら、
ば、
天、皇、の、御、臣、お、し、て、云、所、任、官、司、皆、是、王、臣、其、國、を、治、る、
云、
人、を、國、御、臣、と、云、各、其、部、を、掌、依、人、を、伴、御、臣、と、は、云、お、
を、
と、お、是、よ、て、國、造、伴、造、の、事、を、解、さ、り、
ち、て、美、夜、都、古、
と、云、言、の、本、を、御、屋、之、子、お、て、屋、之、子、
之、を、都、と、云、と、は、
常、ある、例、あり、と、は、

都古と云ハ別あり其をもと私家の奴婢を云ありされどその私家此奴婢も君臣此臣此意を云云もてゆけど本をちて造字を書く所由を師を未思得と云言けり一ありちて造字を書く所由を師を未思得と云言けり大圀主神を圀造大名牟遲神或を圀作とせも稱して此は圀造正坐るとしの稱名あるを思ふよ。圀の上をせして。その圀くを領とらむよを。狹圀を廣く。峻圀を平らく。損をれし所を。修理堅免あども云はれぬ。彼圀造云々の御名此例小準へて。圀御臣ふあてて。圀造の字ハ書とるを始りて。伴美夜都古の美夜都古も。唱此同きはくよや。がて此字を書ふら守るあははし。彼漢圀の大良造まよ依れるよを。ちて師説よ。圀造を。上代ふを。職ふて。即加婆有べうらび。

彌あてし残や。後ふを。加婆彌ハ別子有て。其氏の中ふ圀造あり。那良のころみ至て。其氏人の中みて。圀造をひしこと。も。統紀世三此二葉あども見えたり。ま。大宝二年ふを。諸圀く。造の氏を定めて。圀造紀み載られし事。も。同書み見え。ま。陸奥。圀み。大圀。造。圀。造。ちて。圀く。小宰と並べ。任せられし。事。も。同。八。卷。み。見。也。を。置。れ。て。後。古。圀。造。を。世。傳。へ。て。其。圀。字。治。め。と。り。漢。圀。孝。德。天。皇。此。御。世。よ。り。彼。圀。此。郡。縣。の。制。と。云。を。ま。給。び。て。京。々。ゆ。圀。司。字。か。を。る。ノ。み。遣。て。圀。く。を。治。め。し。め。給。ふ。こ。と。ふ。為。ま。り。其。を。り。前。ふ。も。宰。と。云。者。を。有。お。ま。ど。も。毎。年。此。外。ふ。委。く。注。べ。し。圀。造。を。圀。司。の。下。ふ。立。て。多。く。は。郡。領。あ。ど。み。任。れ。正。ち。て。漸。く。ふ。衰。也。ま。て。後。世。み。は。遂。ふ。圀。く。の。圀。造。絶。て。今。世。ま。で。其。名。の。残。れ。る。を。出。雲。さ。て。を。

紀国おどれみあり。今云、古の二国の国造のみ残れ、はちて
大抵諸の姓は中ふ。臣と連やい。京は何とゆに住居て。殊
み親く朝廷に仕奉る氏は此尸なり。雄畧卷遺詔に臣連
郡司隨時朝集と何依も臣連は伴造毎日朝參に国司
伴造を京近く住居も多かり。ちて造は其部の品類ふと
ゆて。京はあ多にふ在も有はし。と言れとるが如くみて。
まと国造縣主稻置おどは皆国くふ在て。其處くを治む
依氏人の職號は尸と爲れるあり。臣連国造伴造と云べ
多ぐひをむ国造中みこめと。さて然に国くふ在て。其趣も
るべし師も既く然云れき。似とる中ふも。於らく事状を見通る。色くふ分れと
る。其高下差別は。師を今まとく。委曲みハ大抵見え
辨へのとし。せ云ま於れど

て。国造縣主稻置と順次はく所思とす。其由を。成務天皇、
紀四年、大詔ふ。国郡立長縣邑置首とあるを。五年九の處
ふ今諸国立造長縣邑置稻置をあ依て合せて考るふ。五
年の處乃文み。諸国立造長とあるを。四年、大詔は。国郡立
長とあるを受とまむ。此を古事記の段天皇ふ。定賜大国小
国之国造とあるふ當てて。国とは古事記に所謂大国を
云ひ。郡をむ古事記に所謂小国ふ何とゆて。国造を定賜
へるを依こと著く縣邑置稻置とあるを。四年、大詔ふ。縣
邑置首とあるを承とれむ。此を古事記に定賜大縣小縣
之縣主を云ふ當てて。縣とは古事記に所謂大縣を云ふ邑

とは。古事記子所謂小縣を云ふ也。あす委くち。成務天皇。卷五年の処。注ふを見

○鍍胤云。これ卷を板子彫刻ある者は。上第五第六第七卷と同じ。甲斐国。巨摩郡。古市場の村人。矢崎。随美。および矢崎。豊長。まゝ同郡江原里人。内藤昌實等也。かくて。第五卷より此卷小至りて。合せて四卷。これを第二帙なり。

伊吹酒屋先生及門人著述刻成之書目 塾藏版
彫工 木邨房義刻

○古史成文 神代部 三卷 ○古史徴 神代部六冊 開題記五冊 一巻

○古史傳 自初卷至 十六卷 四秩刻成 ○古史本辭經 九十一音 義訣 四巻

○神代系圖 抄本 挿入 一帖 ○同 小抄本 一帖 ○同 桂軸料 一枚

○靈能貞柱 二巻 ○神拜詞記 一帖 ○玉多須喜 快 一巻

○太元圖說 石階 一幅 ○古道學神号 同 一幅 ○万聲大紘講 一幅

○弘歷運記考 二巻 ○神字日文傳 二巻 ○疑字篇 日文傳 附録 一巻

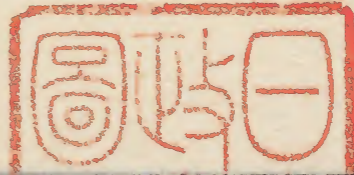
○皇國度制考 二巻 ○祝詞正訓 二巻 ○大祓詞正訓 抄本 一帖

○天津祝詞考 一巻 ○古道人意 講本 二巻 ○靜乃石屋 同 一巻

○皇典文彙 三巻 ○童蒙入學門 一巻 ○入學問答 一巻

○牛頭天王曆神辨 一巻 ○盤宗仲景考 一巻 ○古今妖魅考 三巻

○刻成書目



○德行式 <small>石措</small>	一幅	○立言文 <small>同</small>	一幅	○鬼神新論	一卷
○出定笑語 <small>講本附錄</small>	二卷	○悟道辨 <small>同</small>	二卷	○伊吹於呂志 <small>同</small>	二卷
○俗神道辨 <small>同</small>	四卷	○撞木楮	一卷	○木匠祖神号 <small>石措</small>	一幅
○赤縣歷代尺圖	一枚	○石措類	數種	○衣倉住神号 <small>石措</small>	一幅
○春秋命歷序考	二卷	○武道祖神号 <small>同</small>	一幅	○鑿祖神号 <small>同</small>	一幅
○宮比神御傳記	一卷	○天滿宮御傳記略	二卷	○日女島考	二卷
○古學二十文	一卷	○草木撰種錄	一枚	○叶古略	一卷
○神字彙	一卷	○喪儀畧	一卷	○荷田大人啓文	一卷

先生の著書凡て白紙巻數千巻に迫し若全書目々致其書等の大意を別
小記に著述書目録を見れば存と門人 生田園秀 門人 臨和等記

○神徳畧述頌 一卷 ○古道訓蒙頌 一卷 ○



